

# Ⅲ 参考資料

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	52
福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	59
福島市クリーンセンター設置規則	63
廃棄物搬入取扱要綱	64
福島市清掃施設条例	67
福島市健康福祉センター条例	69
福島市健康福祉センター条例施行規則	72
福島市リサイクルプラザ条例	75
福島市リサイクルプラザ条例施行規則	77
福島市環境基金条例	79
福島市衛生処理場管理規則	80
粗大ごみ処理要綱	82
福島市清掃指導員要綱	84
福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱	85
福島市ごみ集積所設置等に関する要綱	88
福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱	89
福島市廃棄物処理施設連絡協議会設置要綱	90
クリーンセンター施設事故調査委員会設置要綱	92
福島市環境衛生パトロール員設置要綱	93
福島市ごみ分別収集計画検討委員会要綱	94
福島市ダイオキシン類対策委員会設置要綱	96
ダイオキシン類へのばく露防止推進計画	97
福島市ふれあい訪問収集実施要綱	99
福島市ごみ集積所設置費助成要綱	101
福島市ごみ散乱防止ネット購入費助成要綱	104
福島市フリーマーケット開催支援事業補助金交付要綱	106
福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	109
一般廃棄物収集・運搬業許可業者	110
し尿汲取担当地域名	112
ごみ・資源物収集日程表	
(1) 本庁管内（市中央部）	120
(2) 支所管内（市郊外部）	120
ごみの分別と出し方	121

# 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和47年3月27日  
条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2. この条例において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3. この条例において「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）で定める廃棄物をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあたっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営に努めなければならない。

(清潔の保持)

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「清掃責任者」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2. 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の2 一般廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、市長の諮問機関として福島市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2. 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 一般廃棄物の減量に関すること。
- 二 一般廃棄物の再生利用に関すること。
- 三 その他市長が必要と認める事項

(審議会の組織等)

第5条の3 審議会は、委員12人以内で組織する。

2. 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
  - 二 関係団体を代表する者
  - 三 関係行政機関の職員
  - 四 その他市長が必要と認める者
3. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員は、再任されることができる。
- (一般廃棄物の処理計画)
- 第6条 法第6条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び処分に関する計画は、市長が定めて告示するものとする。
- (住民の協力義務)
- 第7条 法第6条第1項に規定する区域内の清掃責任者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を分別して、各別の容器に収納し粗大ごみを所定の場所に集める等、市長の指示する方法に協力しなければならない。
- (事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の処理)
- 第8条 法第6条の2第5項の規定による事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物を、運搬すべき場所及び方法については規則で定める。
- (事業活動に伴って生じた一般廃棄物処理手数料の徴収)
- 第8条の2 市長は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処分に関し、別表第4に掲げる手数料を徴収する。
- (犬、ねこ等の死体の処分)
- 第9条 清掃責任者は、犬、ねこ等の死体を、自ら処分することが困難な場合は、市長に申し出なければならない。
- (一般廃棄物処理業等の許可)
- 第10条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集運搬業、同条第6項に規定する一般廃棄物の処分業及び浄化槽法第35条に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「清掃業者」という。)は、許可申請書を市長に提出し、許可証の交付を受けなければならない。
2. 前項の許可証を亡失し又はき損したときは、再交付を受けなければならない。
- (施設器材の検査)
- 第11条 前条の規定により、許可を受けた清掃業者は、積換場、処理場、車庫並びに運搬用器材を使用しようとするときは、市長の検査を受け、検査証の交付を受けなければならない。
2. 前項の検査証を亡失し又はき損したときは、再交付を受けなければならない。
3. 市長は、必要があると認めたときは、第1項の器材等を随時検査することができる。
- (従業員証の交付)
- 第12条 清掃業者は、その作業に従事させる者を市長に届け出て、従業員証の交付を受けなければならない。
2. 前項の従業員証を亡失し又はき損したときは、再交付を受けなければならない。
3. 第1項の従業員が作業に従事するときは、従業員証を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- (許可等の手数料の徴収)
- 第13条 第10条に規定する許可を受けようとする者又は許可証の再交付を受けようとする者は、別表第1に掲げる手数料を納入しなければならない。
- (し尿汲取手数料の徴収)

第14条 市が査察のため、し尿を収集処理したときは、清掃責任者から別表第2の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額を手数料として徴収する。  
2. 前項の手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。

(犬、ねこ等の死体処分手数料の徴収)

第15条 第9条の申し出をする者は、別表第3に掲げる手数料を前納しなければならない。

(生活環境影響調査報告書の縦覧等の対象となる施設の種類)

第15条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「報告書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第15条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 施設の名称
- 二 施設の設置の場所
- 三 施設の種類
- 四 施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 六 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第15条の4 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 福島市環境部清掃管理課
  - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
2. 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第15条の5 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第15条の6 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- 一 福島市環境部清掃管理課
  - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
2. 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第

15条の4第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第 15 条の 7 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は福島県環境影響評価条例（平成 10 年福島県条例第 64 号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第 15 条の 3 から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第 15 条の 8 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

一 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

二 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

三 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、福島市の区域に属しない地域が含まれているとき。

（産業廃棄物の処理）

第 16 条 法第 11 条第 2 項の規定により、市が一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物については、規則で定める。

（費用の徴収）

第 17 条 法第 13 条第 2 項の規定に基づき徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は別表第 4 に掲げるところによる。

（手数料及び費用の減免）

第 18 条 市長は、特別の事情があるときは、第 8 条の 2、第 14 条及び第 17 条に規定する手数料及び費用を減免することができる。

（立入検査）

第 19 条 市長はその職員をして第 11 条の規定による検査をさせることができる。

2. 前項の規定により検査をする職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（技術管理者の資格）

第 20 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

一 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）

二 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

三 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

四 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第

61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に

関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 学校教育法に基づく高等学校令若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

九 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十一 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、昭和47年7月1日から施行する。

(既存条例の廃止)

2. 福島市清掃条例(昭和29年条例第37号)は、廃止する。

(福島市清掃施設条例の一部改正)

3. 福島市清掃施設条例(昭和39年条例第43号)の一部改正(略)

附 則(昭和47年条例第54号)

この条例は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第67号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第21号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

ただし、別表第2の改正規定中定額制の項並びに従量制の項の備考欄の規定は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第22号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第38号)

この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第46号)

この条例は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第35号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第14号)

この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 25 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 48 号）

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 14 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 16 号）

この条例は、平成 2 年 5 月 1 日より施行する。

附 則（平成 3 年条例第 8 号）

この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 16 号）

1. この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 95 号）の施行の際現にこの条例による改正前の福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条の規定により交付されている許可証は、当該許可証に付されている許可期間にかかわらず、平成 5 年 7 月 3 日までなおその効力を有する。

附 則（平成 7 年条例第 64 号）

この条例は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 9 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 10 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表第 4 の改正規定は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 35 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 22 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条の 3 の改正規定は、平成 13 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 41 号）

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 14 号）

1. この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

2. この条例による改正後の福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、平成 22 年 7 月 1 日以後の申出から適用し、同日前については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年条例第 4 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一(第十三条関係)

区分	単位	金額
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可証交付手数料	一件につき	一万円
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可証再交付手数料	一件につき	五千円

別表第二(第十四条関係)

区分	単位	金額	備考
定額制	世帯割	くみ取り一回につき	原則として一般家庭に適用する。
	人員割	一人一カ月につき	
従量制	十八リットルにつき	百六十七円	原則として事業所等に適用する。最低料金は千三百六十円とする。
加算料	ホース延長四十メートルを超えるときは、前二項により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算する。		

別表第三(第十五条関係)

区分		単位	金額
犬・ねこ等の死体	収集運搬処分 のもの	遺骨の引取りを希望する場合	一頭につき 三千円
		遺骨の引取りを希望しない場合	一頭につき 二千円
	自己搬入処分 のもの	遺骨の引取りを希望する場合	一頭につき 二千円
		遺骨の引取りを希望しない場合	一頭につき 千円

別表第四(第八条の二、第十七条関係)

区分	単位	金額	
事業活動に伴って生じた一般廃棄物	焼却又は破砕処分する物	十キログラムにつき (十キログラム未満は、十キログラムとみなす。)	百円
	埋立処分する物		
産業廃棄物	焼却又は破砕処分する物	十キログラムにつき (十キログラム未満は、十キログラムとみなす。)	百円
	埋立処分する物		



# 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

昭和47年3月31日

規則第11号

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和四十七年条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第一条の二 条例第五条の二に規定する福島市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各一名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第一条の三 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第一条の四 審議会の庶務は、環境部清掃管理課において処理する。

(事業活動に伴つて生じた多量の一般廃棄物の処理)

第二条 条例第八条に規定する事業活動に伴つて生じた多量の一般廃棄物については、継続的な場合においては、一日平均の排出量がおおむね四キログラム以上のものとし、その他の場合においては市長が、その都度認定するものとする。

- 2 条例第八条の規定による前項の一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法は、次に定めるところによる。
  - 一 運搬すべき場所 焼却処分によるものは、福島市クリーンセンター設置規則(昭和四十八年規則第三十二号)に規定するクリーンセンターとし、その他の処分方法によるものは市長が指定する場所とする。
  - 二 運搬方法 市が行う一般廃棄物の運搬方法に準じ、市長が指示する方法による。

(清掃業者の営業許可期間等)

第三条 条例第十条第一項に規定する清掃業者の許可の期間は、二年とする。

- 2 条例第十条第一項に規定する許可申請書(様式第一号)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
  - 一 事業計画の概要を記載した書類
  - 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図及び最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類(当該施設が法第八条第一項の許可に係る施設である場合を除く。)
  - 三 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - 四 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

- 五 申請者(申請者が法人である場合には、その業務を行う役員も含む。)が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第五項第四号に該当しない旨を記載した書類
  - 六 申請者の履歴書(申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書)
  - 七 一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
  - 八 一般廃棄物の埋立処分を業として行う場合には、当該事業の用に供する最終処分場に係る土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有権を有しない場合には、申請者が当該土地を利用する権限を有することを証する書類)
  - 九 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、条例第十条第一項による許可をするとき、許可証(様式第二号)を交付するものとする。

(営業の変更及び休廃止)

第四条 清掃業者は、前条第二項の許可申請書の記載事項に変更を生ずる場合は、許可申請事項変更届(様式第三号)をすみやかに市長に提出しなければならない。

- 2 清掃業者は、その営業を引き続き十日以上休止し、又は廃止しようとする場合には、その十五日前(休止の場合において急を要するやむを得ない事由があるときは前日)までに業務廃止(休止)届(様式第四号)を市長に提出しなければならない。

(施設器材の検査等)

第五条 条例第十一条第一項に規定する検査は、廃棄物の処理施設及び運搬用器材検査証交付申請書(様式第五号)により行う。

- 2 条例第十一条第一項の規定により検査証(様式第六号)の交付を受けた清掃業者は、当該検査を受けた施設又は器材の見やすい個所に当該検査証を貼布する等により表示しておかなければならない。

(従業員証)

第六条 条例第十二条に規定する従業員証の交付を受けようとする者は、清掃業者従業員証交付申請書(様式第七号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による清掃業者従業員証交付申請書の提出があつたときは、清掃業者従業員証(様式第八号)を交付するものとする。

(許可証等の返納)

第七条 清掃業者は、次の各号に該当する場合には、市長が認めるものを除き直ちに交付を受けた第三条第三項の許可証、第五条第二項の検査証及び前条第二項の従業員証を市長に返納しなければならない。

- 一 許可期間が満了したとき。
- 二 許可を取り消されたとき。
- 三 営業を廃止したとき。

(縦覧の期間等)

第七条の二 条例第十五条の三の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日をも定める条例(平成元年条例第二十三号)第一条第一項各号に掲げる日は、縦覧することができない。

- 2 縦覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 3 市長が、特に必要があると認めるときは、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(縦覧の手続)

第七条の三 条例第十五条の三の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(様式第八号の二)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第七条の四 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- 二 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- 三 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- 四 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第七条の五 条例第十五条の六第二項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- 二 施設の名称
- 三 生活環境の保全上の見地からの意見

(市が処分することができる産業廃棄物)

第八条 条例第十六条に規定する産業廃棄物については、次の各号に該当するもので、市長が市において処分することが適当であると認めるものとする。

- 一 一般廃棄物とあわせて処分することが容易な固形状のもの
- 二 一般廃棄物の処分に支障を生じない範囲の量のもの

(手数料及び費用の減免)

第九条 条例第十八条の規定により手数料及び費用の減免を受けようとする者は、一般廃棄物・産業廃棄物処理手数料等の減免申請書(様式第九号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(身分証明書)

第十条 条例第十九条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第十号)による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(既存規則の廃止)

2 福島市清掃規則(昭和二十九年規則第四号)は、廃止する。

附 則(昭和四九年規則第一三号)

(施行期日)

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和四十七年条例第二十四号)第十条第一項の規定に基づき、し尿浄化槽清掃業の許可を

受けている者の当該許可については、この規則による改正後の福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第三条第一項の規定による期間を付したものとみなす。この場合において、当該許可の期間が既に一年を経過している者の当該期間の期限は、昭和五十三年三月三十一日とする。

附 則(昭和六二年規則第二八号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年二月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第一七号)

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則(平成五年規則第二一号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第一〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第九号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第九号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第七一号)

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

※様式第1号～第9号は略

## 福島市クリーンセンター設置規則

昭和48年7月1日

規則第32号

廃棄物の処分を行うため、次のとおりクリーンセンターを設置する。

名称	位置
あぶくまクリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑一番地
あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原一番地の一

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 福島市じん芥焼却場設置規則(昭和三十九年規則第二十五号)は、廃止する。

附 則(昭和五二年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年規則第三号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第二八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十三年二月一日から施行する。
- 2 福島市事務分掌規則(昭和三十九年規則第二十五号)の一部改正(略)
- 3 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和四十七年規則第十一号)の一部改正(略)
- 4 福島市職員安全衛生管理規則(昭和六十年規則第二十号)の一部改正(略)

附 則(平成一年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 廃棄物搬入取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年福島市条例第24号。以下「条例」という。）第8条、第16条の規定に基づき、本市の廃棄物焼却施設又は埋立地（以下「処理施設」という。）に廃棄物を搬入する場合における市長の指示及び承認の取扱基準を明確にするとともに、その管理の適正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(搬入できる廃棄物)

第2条 搬入できる廃棄物（以下「搬入廃棄物」という。）は、一般廃棄物及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年福島市規則第11号）第8条に定める産業廃棄物（別表1の区分）で、その排出場所が本市域内であって、かつ廃棄物の種類、搬入量等について、承認を受けたものでなければならない。

(減量の指導)

第3条 市長は、古紙、古布、金属等の再生利用が可能な物又は未使用の製品等を処理施設に搬入しようとする者に対し、再生利用の方法、廃棄物の排出抑制等について指導できるものとする。

(搬入の申請)

第4条 市の処理施設に継続的に廃棄物を搬入する者は、あらかじめ市長に廃棄物搬入申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出して承認を受けなければならない。

2. 臨時に搬入する者については、廃棄物搬入時の確認のため、ごみ搬入受付書（様式第2号）を記入し、提出のうえ直接係員の検査を受け、承認を受けなければならない。

(搬入の承認)

第5条 搬入の承認は、次の各号にすべて該当すると認めるときに行うものとする。

- (1) 搬入しようとしている廃棄物は、別表1、別表2、別表3の区分に適合しているものであること。
- (2) 搬入者は、別表4の遵守事項に従うものとする。
- (3) 前条の申請書に虚偽の記載がないものであること。

2. 前項の規定にかかわらず、本市の行う一般廃棄物の適正処理及び処理施設の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、承認をしないことができる。

(搬入届済証の交付)

第6条 市長は、提出された申請書の内容を審査して搬入に支障がないと認めるときは、廃棄物搬入届済証（様式第3号。以下「搬入証」という。）を交付するものとする。

(搬入証の提示)

第7条 搬入証は、搬入の都度、係員に提示しなければならない。

(搬入証の転貸、譲渡の禁止)

第8条 搬入証を他に転貸、又は譲渡することはできない。

(搬入廃棄物の検査)

第9条 廃棄物の搬入に際し、その都度処理施設の係員にその内容、火気の有無等の検査を受けなければならない。

(運搬方法)

第10条 規則第2条第2項第2号の市長が指示する方法とは、搬入者は、廃棄物の運搬途上における飛散又は流出の防止並びに悪臭を放つことのないよう処置するとともに、シート等で覆うこと。

(搬入期間及び時間)

第11条 搬入者が処理施設に搬入することができる期間は、次の各号に掲げる日を除く午前8時45分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで（埋立地は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで）とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) その他特別の事由により処理施設を閉鎖する日

2. 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、搬入者の範囲を定めて、廃棄物の搬入を受け入れることができる。

(処理施設の指定変更)

第12条 搬入者は、処理施設の都合等により変更が生じた場合は、市長の行う指示に従うものとする。

(費用の徴収)

第13条 条例第8条の2及び第17条に規定する搬入廃棄物の処分に要する費用の徴収方法は、現金で納入するものとする。ただし、納入通知書を発行し、徴収することもできる。

(承認の取消)

第14条 搬入者が、法令・条例等及びこの要綱の規定に違反した場合は、市長は承認等を取り消すことができる。

(雑 則)

第15条 この要綱に定めない事項で、市長が必要と認める事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

別表 1

## 産業廃棄物の範囲

区分		産業廃棄物の範囲
1. 一般廃棄物とあわせて処分することが容易なもの	焼却処分するもの	紙くず 木くず 繊維くず（天然繊維）
	埋立処分するもの	ガラスくず及び陶磁器くず 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
2. 一般廃棄物の処分に支障を生じない範囲の量のもの	埋立処分するもの	1ヶ月2t以内

別表 2

## 搬入する前に、必要な処理をすること

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 厨芥類については十分に水切りされていること。</li> <li>2. 可燃物及び不燃物がきちんと分別されていること。</li> <li>3. 可燃物及び不燃物とも長物は、60cm以下に切断、または破断して搬入すること。</li> </ol>
--

別表 3

## 次に掲げる廃棄物は含まれていないこと

区 分	品目の例示
1. 毒性を有するもの	ボタン型電池、劇物、毒物、農薬、溶剤塗料、廃油等
2. 危険性を有するもの	ガスボンベ、消火器、バッテリー、火薬等
3. 引火性を有するもの	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
4. 火気のあるもの	燃え殻等で火気の残っているもの
5. 著しい悪臭を発するもの	腐敗した動物性残渣、有機性汚泥等

別表 4

## (搬入遵守事項)

搬入者は、搬入の際次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 処理施設内の掲示、信号等の表示に従うこと。
2. 処理施設の構内では、搬入車両を最徐行させること。
3. 計量台へは、一旦停止してから最徐行で進入し、計量台上で急停止、急発進はしないこと。
4. 廃棄物の計量及び検査を受け、計量票あるいは廃棄物搬入伝票（様式第4号）の交付を受けること。破砕機及び埋立地に搬入する廃棄物についても、搬入伝票（様式第5号）の交付を受けること。
5. プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後に進入すること。
6. 計量票、あるいは廃棄物搬入伝票をプラットホームの係員に提示すること。
7. 搬入作業は、複数人員により行い、作業しやすい服装、履物で行うこと。
8. 処理施設内で火気を使用しないこと。（禁煙）
9. 搬入車輛の後退は、同乗者の誘導により行うこと。
10. ごみの投入作業にあたっては、安全に注意して、転落防止に努めること。
11. 処理施設内では、車両の荷箱の中には入らないこと。
12. 処理施設内では、テールゲートの下には入らないこと。
13. 搬送又は投入の際に廃棄物を飛散、流出させた場合は、自らその清掃を行うこと。
14. 投入後は、速やかに退出すること。
15. その他係員の指示に従うこと。

※様式第1号～第4号は略



# 福島市清掃施設条例

昭和39年3月31日

条例第43号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条第6項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、公衆の利用に供するため、福島市清掃施設(以下「清掃施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 清掃施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(利用)

第3条 清掃施設は、だれでも利用することができる。

(賠償責任)

第4条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、清掃施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第22号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第25号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第22号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第53号)

この条例は、昭和47年10月5日から施行する。

附 則(昭和54年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第34号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第48号)

この条例は、平成2年3月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第23号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第15号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第40号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第45号)

この条例は、平成13年2月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条から第5条まで、第8条及び第9条、第13条、第22条、第24条、第32条及び第33条、第49条(福島市荒井牧野に係る部分に限る。)、第52条、第54条、第56条から第60条まで、第62条から第64条まで並びに第65条(御倉町地区公園(旧日本銀行福島支店長役宅)に係る部分に限る。)の規定については、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

#### 別表(第2条関係)

名 称	位 置
紅葉山公共便所	福島市杉妻町地区
八幡公共便所	福島市飯坂町字八幡地内
湯沢公共便所	福島市飯坂町字湯沢地内
滑滝公共便所	福島市飯坂町茂庭字滑滝地内
福島駅前公共便所	福島市栄町地内

# 福島市健康福祉センター条例

平成3年3月29日  
条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、福島市健康福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ヘルシーランド福島	福島市岡部字上川原二十六番地

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 センターの施設及び設備を一般の利用に供すること。
- 二 健康相談に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、センター設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は午前9時から午後8時までとし、次の表に掲げる施設の利用時間は同表の上欄に掲げる施設区分に応じ、同表の下欄に掲げる利用時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、毎月15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後の直近の休日以外の日を休館日とする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、センターの使用を許可することができない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- 三 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- 三 第七条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりセンターの使用が不能となった場合も、同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第12条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第13条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条及び第5条の規定(この場合において、あらかじめ市長の承認を得なければならない。)並びに第6条、第7条、第9条第1項及び第10条から第12条までの規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、センターを適正に市民の利用に供しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
- 二 第6条第1項に規定する使用許可に関する業務
- 三 センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- 四 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する

事務を除く業務

(利用料金)

第16条 第14条第2項の規定によりセンターの管理を指定管理者が行う場合において、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(福島市屋内ゲートボール場条例の廃止)

2 福島市屋内ゲートボール場条例(平成元年条例第47号)は、廃止する。

3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例(昭和40年条例第19号)の一部改正(略)

附 則(平成10年条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)抄

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

# 福島市健康福祉センター条例施行規則

平成3年3月29日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市健康福祉センター条例(平成三年条例第九号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により多目的集会施設の使用(20人以上の団体で使用する場合に限る。)の許可を受けようとする者はヘルシーランド福島団体使用許可申請書(様式第1号)を使用しようとする日の5日前までに、屋内プールの使用(個人使用を除く。)の許可を受けようとする者はヘルシーランド福島屋内プール専用使用許可申請書(様式第2号)を、屋内ゲートボール場の使用(個人使用を除く。)の許可を受けようとする者はヘルシーランド福島屋内ゲートボール場専用使用許可申請書(様式第3号)を使用しようとする日の5日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用許可申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用の許可)

第3条 市長は、条例第6条第1項の規定により多目的集会施設の使用(20人以上の団体で使用する場合に限る。)の使用の許可をしたときはヘルシーランド福島団体使用許可書(様式第4号)を、屋内プールの使用(個人使用を除く。)の許可をしたときはヘルシーランド福島屋内プール専用使用許可書(様式第5号)を、屋内ゲートボール場の使用(個人使用を除く。)の許可をしたときはヘルシーランド福島屋内ゲートボール場専用使用許可書(様式第6号)を交付するものとする。

2 個人使用の場合は、利用普通券(様式第7号)及び利用回数券(様式第7号。サウナ室を除く。)を交付することにより、使用の許可をしたものとみなす。

(使用の変更及び取消し)

第4条 条例第6条第1項の規定により使用(個人使用を除く。)の許可を受けた者が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の5日前までに、ヘルシーランド福島使用変更(取消)申請書(様式第8号)に当該使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、ヘルシーランド福島使用変更(取消)許可書(様式第9号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、ヘルシーランド福島使用料減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

一 市(市の機関を含む。以下この条において同じ。)が使用する場合 全額

二 市の共催により使用する場合 100分の50に相当する額

三 市の後援により使用する場合 100分の25に相当する額

四 市内に居住する勤労者又は市内に勤務先を有する者が20人以上の団体で使用する場合 100分の25に相当する額

五 その他市長が特に必要と認めた場合 市長が定める額

3 市長が必要と認めるときは、第一項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、ヘルシーランド福島使用料還付申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。

- 一 条例第6条第1項の規定により使用(個人使用を除く。)の許可を受けた者の責めによらない理由により使用できない場合 全額
- 二 使用日の5日前までに第4条第1項の規定による使用の取消しについて申請があり、使用の取消しを許可した場合 100分の50に相当する額
- 三 使用日の5日前までに第4条第1項の規定による使用の変更について申請があり、使用の変更を許可し、使用料が減額された場合 減額された額

(使用者等の遵守事項)

第7条 条例第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)及び入館者は、福島市健康福祉センター(以下「センター」という。)の使用に当っては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可を受けなくて物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- 二 秩序維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。
- 三 許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。
- 四 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- 五 酒気を帯びての使用又は館内での飲酒はしないこと。
- 六 係員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第8条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は条例第9条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命ぜられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(滅失又はき損の届出)

第10条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又はき損したときは、直ちにヘルシーランド福島滅失(き損)届(様式第12号)を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条、第3条第1項、第4条、第5条(第2項を除く。)、第6条第1項及び第八条の規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(第3項を除く。)及び第6条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号まで及び様式第8号から様式第11号までの規定の適用についてはこれらの規定中「福島市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号、様式第5号、様式第10号及び様式第11号の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第12条 この規則で定めるもののほか、センターの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。  
(福島市屋内ゲートボール場条例施行規則の廃止)
- 2 福島市屋内ゲートボール場条例施行規則(平成元年規則第50号)は、廃止する。

附 則(平成4年規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島市健康福祉センター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定により提出されている申請書は、改正後の福島市健康福祉センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項の規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第4条第1項第1号及び第2号の規定により交付されている許可書は、改正後の規則第3条第1項の規定により交付された許可書とみなす。



# 福島市リサイクルプラザ条例

平成10年12月25日  
条例第36号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、廃棄物の減量及び再利用を推進し、快適な生活環境づくりに資するため、福島市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 プラザは、福島市仁井田字北原三番地の三に置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語に意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- 二 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(事業)

第4条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- 一 廃棄物の減量及び再利用に係る普及啓発に関すること。
- 二 廃棄物の再生及び再生品の展示に関すること。
- 三 廃棄物の減量及び再利用に関する市民の自発的な活動の場を提供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、プラザ設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第5条 プラザの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(使用の許可)

第7条 プラザのうち次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 第一工芸室
- 二 第二工芸室
- 三 第一研修室
- 四 第二研修室

2 市長は、前項の許可に際し、プラザの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、プラザの使用を許可することができない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- 三 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- 三 第8条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりプラザの使用が不能となった場合も、同様とする。

(入館の制限)

第11条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第12条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条から第5条まで、第8条及び第9条、第13条、第22条、第24条、第32条及び第33条、第49条(福島市荒井牧野に係る部分に限る。)、第52条、第54条、第56条から第60条まで、第62条から第64条まで並びに第65条(御倉町地区公園(旧日本銀行福島支店長役宅)に係る部分に限る。)の規定については、公布の日から施行する。

# 福島市リサイクルプラザ条例施行規則

平成11年3月26日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市リサイクルプラザ条例(平成10年条例第36号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(使用許可の申請)

第4条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、福島市リサイクルプラザ使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用許可申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用の許可)

第5条 市長は、条例第7条第1項の規定により使用の許可をしたときは、福島市リサイクルプラザ使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用の変更及び取消し)

第6条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、福島市リサイクルプラザ使用変更(取消)許可申請書(様式第3号)に当該使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、福島市リサイクルプラザ使用変更(取消)許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用者等の遵守事項)

第7条 使用者その他の入館者は、福島市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可された施設以外の施設及び物件等を使用しないこと。
- 二 秩序維持に努め、清潔及び整とんを保持すること。
- 三 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- 四 係員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第8条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、プラザの使用を終了したとき、又は条例第10条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命ぜられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(滅失又はき損の届出)

第10条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又はき損したときは、直ちに福島市リサイクルプラザ滅失(き損)届(様式第5号)を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

※様式第1号～第4号は略

# 福島市環境基金条例

平成19年3月28日

条例第1号

(設置)

第1条 環境の保全及び美化を図り、廃棄物の減量化事業を効果的に促進し、及び環境関連施設の整備を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、福島市環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、毎会計年度の一般会計予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的を達するため必要と認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は交付の日から施行する。

# 福島市衛生処理場管理規則

昭和37年3月10日

規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、市が設置する衛生処理場の管理及び使用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称等)

第2条 衛生処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 福島市衛生処理場

位置 福島市堀河町九番二十号

(使用の申請)

第3条 福島市衛生処理場(以下「処理場」という。)を使用しようとする福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第24号。以下「条例」という。)第10条に規定する清掃業者は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、処理場の管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、次に該当する者に対して使用を承認する。

一 市長から許可を受けている清掃業者で「バキューム車」を所有し、市の区域(飯坂町及び松川町を除く。)からし尿及び浄化槽汚泥の汲取を行う者

二 その他特に市長が必要と認めた者

2 使用の承認は、使用承認証(様式第2号)を交付して行う。

(使用承認証の更新)

第5条 前条の使用承認証の有効期間は2年とし、引続いて承認を受けようとする者は、有効期日10日前までに更新しなければならない。

(使用承認の取消)

第6条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合には、市長は、使用の承認を取消することができる。

一 使用者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)並びに条例等に違反したとき

二 清掃業者の許可を取消されたとき

(投入時間)

第7条 処理場の投入時間は、午前8時30分から午後4時までとする。

(閉場日)

第8条 処理場の閉場日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、必要と認めるときは、前項の閉場日を変更することができる。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、使用する車両について条例第11条の規定により交付を受けた検査証の交付番号を当該車両の側面に表示しなければならない。

2 使用者は、処理場の内外を清潔にし、故意に汚染してはならない。

(賠償の責任)

第10条 使用者は、処理場の使用について施設及び備付物件等をき損又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その一部又は全部を免除することができる。

(委任)

第11条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和37年3月12日から施行する。

附 則(昭和47年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年規則第6号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

## 粗大ごみ処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という）の処理に関し、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(収集する粗大ごみ)

第2条 収集する粗大ごみの範囲は、家庭内において日常使用された大型の耐久消費材（概ね長さ60cm以上200cm未満、または重量10kg以上100kg未満）をいい、別表第1に掲げるものとする。

2 地域別収集日は、別に定めるものとする。

(収集方法)

第4条 収集方法は、戸別収集とする。

(収集の申込)

第5条 排出しようとする者は、あらかじめクリーンセンターリサイクルプラザへ、電話等により申し込むものとする。

2 前項の申し込みを受付けたときは、受付書（様式第1号）を作成し、あらかじめ定めてある収集日を、申し込み者に通知しなければならない。

(排出の場所)

第6条 排出しようとする者は、排出する粗大ごみ全てに㊟と世帯主の氏名を記入した紙を貼り付け、道路からできるだけ近い敷地内の場所等に排出しておかなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、排出場所をその都度市と協議のうえ、変更することができる。

(広報)

第7条 粗大ごみの範囲、収集期日等は、市政だより等により、市民に周知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めない事項で市が必要と認めた場合は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。



別表第1

家庭内で日常使用していた大型の耐久消費財

1. 家庭用電気製品類	電子レンジ、脱水機、除湿機など
2. 乗り物類	自転車、リヤカー、乳母車など
3. 家具調度品類	机、タンス、ミシン、応接ソファ、下駄箱、戸棚、オルガンなど
4. 寝具敷物類	ベット、布団、じゅうたん、マットレスなど
5. 建築設備類	流し台、浴槽、洗面台など
6. その他市が認めるもの	趣味娯楽用品等その他市が認めるもの

☆建築廃材・危険物（ガス・ボンベなど）・ピアノは除く。

様式第1号

粗大ごみ収集受付書

受付者

No.

受付月日	年	月	日
氏名（世帯主名）			
住 所			
電 話 番 号			
品 名（数量）			
置 場 所	正面、裏口、玄関、車庫 庭、その他（            ）		
置場所の目標			
収集予定日	年	月	日
	収集日	年	月
連絡事項			

## 福島市清掃指導員要綱

(目的)

第1条 市は、市民の清掃思想の普及高揚ときれいな街づくりの実現及び清掃事業の円滑な運営を図るため、清掃指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(職務)

第2条 指導員は、次の各号に掲げる職務を遂行するものとする。

- (1) 清掃事業に関する普及・啓発活動に関すること。
- (2) ごみ減量とリサイクルの推進及び分別排出の指導に関すること。
- (3) 廃棄物の不法投棄防止についての指導に関すること。
- (4) 適正なごみの出し方の指導に関すること。
- (5) ごみ集積所に関すること。
- (6) 事業活動に伴い排出される廃棄物の処理および指導に関すること。
- (7) 市民からの苦情並びに要望等に対する処理および指導に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(報告)

第3条 指導員は、その職務の遂行に当たり、重要または異例な事態が発生したときは速やかにその状況を所属長に報告しなければならない。

(業務日誌)

第4条 指導員は、その職務について所定の業務日誌（様式 1）を作成し、所属長へ提出しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

※様式 1（業務日誌）は省略

## 福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、自主的に資源回収活動を実施するPTA、町内会、子供会等市民団体（以下「団体」という。）に対する報奨金の交付と、資源回収に協力する回収事業者に対する助成金を交付することにより、資源回収活動を奨励し、もって資源の再利用及びごみの減量を図ることを目的とする。

(交付対象とする団体及び回収業者)

第2条 報奨金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 地域住民で構成する団体であること。
- (2) 回収を定期的に行う団体であること。
- (3) 営業を目的としない団体であること。

2 助成金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する回収業者とする。

- (1) 市内に住所を有し、資源回収を業としていること。
- (2) 第4条の登録を行っていること。
- (3) 市へ集団資源回収の実施に関する念書を提出していること。

(資源回収品目)

第3条 団体が資源回収する品目（以下、「有価物」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) びん類
- (4) 非鉄金属
- (5) その他有価物

(団体等の登録)

第4条 第2条に規定する団体及び回収業者は、集団資源回収団体登録申請書（様式第1号）又は集団資源回収業者登録申請者（様式第4号）により市長に登録を申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づいて登録を受けた団体及び回収業者は、その申請書の記載事項に変更が生じた場合は、登録事項変更届（様式第7号）により速やかに市長に届けなければならない。

(報告書等の提出)

第5条 報奨金の交付を受けようとする登録団体は、次の1号、2号に定める書類を、また、助成金の交付を受けようとする回収業者は、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）第4条及び第17条の規定により、次の3号及び4号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 集団資源回収実績報告書（様式第2号）
- (2) 集団資源回収集荷引取伝票（様式第3号）
- (3) 補助金等交付申請書（様式第5号）

(4) 補助金等交付請求書(様式第6号)

- 2 規則第4条第1号及び第2号に規定する書類の提出については、省略するものとする  
3 規則第14条の規定による実績報告については、規則第4条の規定による補助金等の交付の申請と併合するものとする。

(報奨金又は助成金の交付等)

第6条 市長は、前条に規定する集団資源回収実績報告書又は補助金等交付申請書の提出があったときは内容を審査のうえ、適当と認めるときは、団体に対して報奨金を、回収業者に対しては助成金を交付するものとする。

- 2 報奨金の額は、売却した有価物に対し、1kg当たり5円とする。

ただし、交付額は年間50万円を限度とする。

- 3 助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 回数制 登録団体からの回収実施回数1回当たり3千円とする。

ただし、交付額は年間20万円を限度とする。

(2) 従量制 雑誌、段ボールの引き取り重量1kg当たり次のとおりとし半年毎に見直す。

紙類市況(再生用古紙相場 日刊市況通信社調べ 東北 問屋への売値)のうち、雑誌、ダンボール各々の並値を加算し、平均を出した月間値で前6ヶ月間の平均値	従量制の重量1kg当たりの助成金の額
2円未満	3円
2円以上3円未満	2円
3円以上4円未満	1円
4円以上	0円

繊維類、びん類は重量1kgあたり3円とする。

ただし、交付額は年間20万円を限度とする。

- 4 規則第5条の規定による交付決定及び規則第7条の規定による通知は、規則第15条の規定による額の決定及び通知と併合するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年12月22日から施行し、平成9年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

※様式第1号～第7号は略

## 福島市ごみ集積所設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所を設置するための基準等について必要な事項を定め、もってごみ収集作業の安全と効率化を図り、市民の良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(設置者)

第2条 ごみ集積所の設置者は、次の者とする。

- (1) 町内会又は自治会。
- (2) 町内会又は自治会を持たないマンション・アパート（以下「共同住宅」という。）については、建築主又は管理責任者。

(設置基準)

第3条 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の集積所は同一場所とし、おおむね20世帯以上の世帯の区域で1箇所を基準として設置するものとする。ただし、この基準で設置が困難な場合は、この限りでない。

2 同一敷地内でおおむね20世帯以上が入居する共同住宅については、専用の集積所を設置することができる。

(設置場所)

第4条 ごみ集積所の設置場所は、原則として次の各号すべてに該当する場所とする。

- (1) 歩行者及び収集作業の安全が確保できること。
- (2) 収集車が容易に転回又は通り抜けができる道路に面していること。
- (3) 土地所有者の承諾を得ていること。
- (4) 利用者及び近隣者の合意を得ていること。

(協力義務)

第5条 市民は、快適な生活環境を確保するために、適切なごみ集積所の設置に協力しなければならない。

(設置届け出)

第6条 ごみ集積所の設置・変更・廃止の届け出は、設置者が行うものとする。

2 設置者は、前項のごみ集積所の設置・変更又は廃止をする場合は、ごみ集積所設置届け出書（別記様式）に添付書類を添えて市長に届け出なければならない。

(承認及び通知)

第7条 市長は、前条による届け出があった場合は、現地を確認し、第3条及び第4条の設置基準等に適合するか審査し、審査結果および利用開始日を速やかに設置者に通知するものとする。

(ごみ集積所の位置づけ)

第8条 市長が承認した集積所を市の指定ごみ集積所（以下「指定集積所」という。）とする。

2 指定集積所に、市の収集日に排出された可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物は、市が責任をもって収集するものとする。

(維持管理)

第9条 ごみ集積所を利用する者は、市長が定めるごみの分け方および出し方を守るとともに、ごみ集積所の清潔保持・維持管理に努めなければならない。

(設置者の責務)

第10条 設置者は、設置したごみ集積所の利用についてこの要綱に適合するよう努めるとともに、適合しなくなった場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月1日より施行する。
- 2 ごみ集積所設置要綱は、廃止する。

※別記様式は略

## 福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱

(目的)

第1条 市は、生ごみ処理容器の購入及び設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみ等の減量化及び資源の再利用に対する市民の意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器の購入設置者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理容器とは、次に掲げる容器及び機器で市長が認めたものをいう。

- (1) 生ごみ堆肥化（コンポスト）容器
- (2) 密閉型（ぼかし）容器
- (3) 電動式生ごみ処理機等

(助成対象)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 容器を設置することができる敷地を有し、適切に維持管理できること。
- (3) 堆肥化された生成物または減量化された生ごみを自己の責任で処理できること。

(助成額)

第4条 助成額は、容器1基につき容器購入価格の2分の1とし、2万円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成数は、同一年度内1世帯につき1基とする。ただし、密閉型（ぼかし）容器については同一年度内1世帯につき2基とする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、領収書とする。

(交付手続き)

第6条 規則第4条の交付申請は規則第14条の実績報告と併合するものとする。また、規則第5条及び規則第7条の交付決定、通知は、第15条の額の確定、通知と併合するものとする。なお、規則第14条の実績報告は領収書の提出で代えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の助成金から適用する。

(福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱の廃止)

2 福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱（平成4年6月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成13年度分以前の予算より支出された助成金に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 福島市廃棄物処理施設連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 福島市域内における廃棄物処理施設の設置について、各部等との連絡調整を図るため、福島市廃棄物処理施設連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物処理施設の設置に関すること。
- (2) その他廃棄物処理施設の設置について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長、委員及び幹事をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副会長は、環境部長をもってあて、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、庁議構成員をもってあてる。
- 5 幹事は、別表の職員をもってあてる。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ、委員及び幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に産業廃棄物処理施設等の設置について調整及び協議をするため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第3条第5項の幹事をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、環境部次長をもってあてる。幹事長は、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、必要により、当該協議事項に関係ある幹事で調査検討を行うことができる。
- 6 会議には必要に応じ、幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境部清掃管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成4年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年5月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。



- 附 則  
この要綱は、平成21年12月28日から実施する。
- 附 則  
この要綱は、平成23年5月1日から実施する。
- 附 則  
この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 附 則  
この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

別 表

部 名	幹 事 名	
	部 次 長	課 長
政策推進部	政策推進部次長	企画経営課長、危機管理課長
財務部	財務部次長	管理課長
商工観光部	商工観光部次長	産業交流プラザ次長
農政部	農政部次長	農政課長、農業振興課長、農林整備課長
環境部	環境部次長	環境課長、清掃管理課長、 あぶくまクリーンセンター所長、 あらかわクリーンセンター所長
建設部	建設部次長	道路管理課長、道路建設課長、河川課長、 幹線高速道路課長
都市政策部	都市政策部次長	都市計画課長、開発建築指導課長、 公園緑地課長
下水道部	下水道部次長	下水道建設課長
教育委員会事務局	教育部次長	文化課長
農業委員会	事務局次長	
水道局	水道局次長	企画課長
消防本部	消防本部次長	警防課長

## クリーンセンター施設事故調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 クリーンセンター施設内における事故発生の際に、原因の究明と分析を行い、適切な対策を図るため、事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(主な事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 原因の調査、分析に関すること。
- (2) 防止対策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は環境部次長、副委員長は清掃管理課長をもってあてる。
- 3 委員は安全衛生委員会構成員の中から別に定める。（事業側と職管側同数とする。）

(会議)

第4条 委員は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ委員以外の関係機関の意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境部清掃管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

## 福島市環境衛生パトロール員設置要綱

### 1 目 的

本市における環境衛生事業の推進向上を図るため、環境衛生パトロール員を設置する。

### 2 選任の方法

パトロール員は本市に居住するもののうちから環境の汚染地区等を考慮し、市長が選任する。

### 3 任 期

パトロール員の任期は2年とする。但し再任を防げない。補欠により就任したパトロール員の任期は前任者の残任期間とする。

### 4 任 務

パトロール員は、市及び関係機関と密接な連絡をはかり、衛生思想の普及啓発と環境汚染防止につとめるものとする。

### 5 報 償

パトロール員に対する報償は、毎年予算の範囲内において支給する。

### 6 心 得

- (1) パトロール員は、常に正しい衛生思想を身につけ、他の模範となるよう努めるものとする。
- (2) パトロール員は、地域を巡視するときは、必ず腕章をつけ、身分証明書を携帯すること。
- (3) パトロール員は、地域を巡視中において汚損箇所を発見した場合、社会通念上地域住民によって処理可能と判断したときは当該住民にその処理を指示するものとするが、著しく困難と思われるときは、市に連絡し、その指示をうけること。また汚損行為を行う者を発見したときは、その場において適切な指導を行うこと。

### 附 則

この要綱は、昭和44年4月1日より施行する。

## 福島市ごみ分別収集計画検討委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）の規定に基づき容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクル施設の整備を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみの分別収集計画及びリサイクル施設整備計画に関すること。
- (2) その他ごみ収集及び施設計画について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副委員長は、環境部長をもってあて、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員会に幹事会を置く。
- 5 委員は、庁議構成員をもってあてる。
- 6 幹事は、別表の職員をもってあてる。
- 7 幹事会に幹事長を置き、環境部次長をもってあてる。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会には必要に応じ、委員以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事会の議長となる。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境部清掃管理課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成7年11月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 28 日から実施する。

別表（第 3 条関係）

所 属	幹 事 名
環 境 部	次長
環 境 課	課長
清 掃 管 理 課	課長、廃棄物対策係長、清掃管理係長、清掃指導係長、 廃棄物対策係担当職員
あぶくまクリーンセンター	所長、施設係長
あらかわクリーンセンター	所長、施設係長、リサイクルプラザ主任
市 民 部	次長
生 活 課	生活課長

## 福島市ダイオキシン類対策委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付け、基安発第20号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達）に基づき、作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図るため、福島市ダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画の策定に関すること。
- (2) その他ダイオキシン類による健康障害防止のための必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び対策責任者、衛生管理者、安全衛生推進者をもって組織する。

- 2 委員長には、環境部長をもって充てる。
- 3 副委員長には、環境部次長をもって充てる。
- 4 対策責任者には、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 清掃管理課長
  - (2) あぶくまクリーンセンター所長
  - (3) あらかわクリーンセンター所長

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部清掃管理課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年3月31日から実施する。

## ダイオキシン類へのばく露防止推進計画

### 1. 目的

この計画は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付け基安発第20号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達。以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）に基づき、廃棄物焼却施設におけるばく露防止対策の方法を定め、作業従事者がダイオキシン類にばく露することを防止することを目的とする。

### 2. 適用範囲

この計画は、廃棄物焼却施設で行う運転・点検・工事等の作業従事者に適用するものとする。

### 3. 推進体制

焼却施設の対策責任者は、次の事項について行うものとする。

- (1) 労働安全衛生規則第592条の6に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者の中から作業指揮者を選任し、作業従事者の保護具の着用状況及びダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化等の確認を行わせること。
- (2) 作業等に従事する職員、委託業者、請負業者に本推進計画の徹底を図る為、必要に応じ協議会を設置し、ダイオキシン類ばく露防止について具体的な対策を検討し、実施する。
- (3) 運転等を受託している業者、請負業者に対し、ダイオキシン類対策の実施責任者を定め本推進計画を踏まえた対策を実施させること。

### 4. 労働衛生教育

この計画の目的を達成するため、作業従事者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1) ダイオキシン類の性状、有害性等に関すること。
- (2) ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置に関すること。
- (3) 作業手順に関すること。
- (4) 発散源を密閉する設備、作業を自動化又は遠隔操作する設備、局所排気装置等についての作業開始時の点検に関すること。
- (5) 呼吸用保護具等の種類、性能、使用方法及び保守管理に関すること。
- (6) 事故防止等における措置に関すること。

### 5. 作業環境の測定

焼却施設に係る作業場所の環境測定については、作業環境測定基準（昭和51年労働省46号告示）に準じ、また作業場所の管理区域の決定については、作業環境中のダイオキシン類濃度測定及び作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に準じ、年2回測定結果の評価を行い、管理区域を決定し、その記録を30年保存すること。

### 6. ばく露を低減するための措置

作業環境測定の結果、第2管理区域又は、第3管理区域となった作業場所においては、次に掲げる方法等により、焼却灰等の粉じんの発生やその発散の防止対策を行うこと。

- (1) 焼却工程、作業工程の改善
- (2) 発散源の密閉化
- (3) 作業の自動化や遠隔操作方法の導入
- (4) 局所排気装置及び除じん装置の設置
- (5) 作業場所の湿潤化

### 7. 保護具の使用

焼却施設の作業従事者に対するダイオキシン類へのばく露の低減を図るため、次の作業について、次の措置を講じること。

(1) 焼却施設におけるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取り扱い作業

作業従事者にダイオキシン類ばく露防止対策要綱で定めるレベル3の保護具又はこれらと同等以上の性能を有する呼吸用保護具及び不浸透性の保護衣、保護手袋、保護用眼鏡等を使用させること。

(2) 焼却施設に設置された焼却炉又は、集じん機等の設備の保守点検等の業務

作業従事者にダイオキシン類ばく露防止対策要綱で定める各作業場所の管理区域に応じた保護具を使用させること。

(3) 保護具の着用状況、作業後における保護具の取り外し、保守点検や洗浄等の管理については、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱を準用する。

8. 休憩場所における措置

焼却施設の作業従事者には、焼却施設等作業を行う場所以外に休憩場所を設け次の措置を講ずること。

(1) 窓等のない密閉された構造の休憩場所の入口には、エアシャワーを設け、かつ、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等作業従事者の足部に付着した焼却灰等を除去するための設備等を設けること。

(2) 密閉されていない構造の休憩場所の入口には、作業衣等に付着した灰を除去するための電気掃除機等を備え、かつ、水を流し、又は十分に湿らせたマット等を置く等を作業従事者の足部に付着した焼却灰等を除去するための設備等を設けること。

(3) 床の清掃を毎日1回以上すること。

9. 休憩場所以外の場所における措置

事務室等で焼却施設等作業に従事する者が出入りする場所については、作業従事者の作業衣等に付着した焼却灰等により当該場所が汚染されないような措置を講ずること。

10. 作業衣等の保管等

ダイオキシン類の付着した焼却灰等で汚染された作業衣等は、二次発じんの原因となることから、クリーンセンターからの持出しを禁止するとともに、当該作業衣等はそれ以外の衣類等から隔離して保管させ、かつ、速やかに作業衣等の汚染を除去させるための措置を講ずること。

11. 喫煙等の禁止

焼却施設等作業が行われる作業場所については、作業従事者が喫煙し、又は飲食することを禁止すること。

12. 健康管理

作業従事者に一般健康診断を実施するとともに、ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える作業従事者に対して、医師等の意見を踏まえ、必要があると認める場合に就業上の措置等を適切に行うこと。

また、事故、保護具の破損等により当該作業従事者がダイオキシン類に著しく汚染され又は、これを多量に吸入したおそれのある場合は、速やかに当該作業従事者に医師による診察又は措置を受けさせること。なお、この場合には、必要に応じて、当該作業従事者の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を記録して30年間保存しておくこと。

13. 女性への就業上の配慮

母性保護の観点から、女性については焼却施設における運転、点検、工事等作業における就業上の配慮すること。

14. 作業記録

焼却施設等作業については、従事者名、従事作業名、従事期間等を記録するとともにその記録を30年間保存すること。

附 則 この計画は、平成17年 4月14日から施行する。



## 福島市ふれあい訪問収集実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者又は障がい者の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するとともに、ごみの適正収集を行うため、家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難な高齢者又は障がい者が属する世帯に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集し併せて安否確認すること（以下「ふれあい訪問収集」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 概ね65歳以上の者をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者をいう。
- (3) 家庭ごみ 福島市が分別収集している可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物をいう。
- (4) ごみ集積所 福島市ごみ集積所設置等に関する要綱第8条第1項に規定するごみ集積所をいう。

### (対象世帯)

第3条 この要綱に基づき、ふれあい訪問収集を受けることができる世帯は、市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯で、当該世帯の世帯員が家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難である者とする。

- (1) 高齢者又は障がい者の単身の世帯
- (2) 高齢者又は障がい者のみで構成される世帯
- (3) 前2号で同居する家族がいる場合において、虚弱者又は年少者で構成されている世帯でごみを持ち出すことが困難な世帯
- (4) その他、市長が特に必要があると認めるもの。

### (利用の申込み)

第4条 ふれあい訪問収集の利用を希望する世帯は、利用をしようとする世帯の構成員のほか、当該構成員以外の親族、当該構成員の日々の介護に係わる者及び民生委員等（以下「申込者等」という。）によって福島市ふれあい訪問収集利用申込書（様式第1号）により市長に、利用申込みを行うものとする。

### (利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、その内容を審査し、現地状況調査等を行ったうえ、ふれあい訪問収集の可否を決定し、福島市ふれあい訪問収集利用決定通知書（様式第2号）により当該申込者等に通知するものとする。

### (収集するごみの排出方法等)

第6条 ふれあい訪問収集を利用する世帯は、原則として、家庭ごみを福島市が定めるごみの収集種別及び分別方法により分別し、その玄関先等に排出するものとする。

(収集日)

第7条 ふれあい訪問収集を実施する日は、利用世帯ごとに市長が定める。

(変更の届出)

第8条 利用世帯の申込者等は、氏名、住所その他当該利用者の状況に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用停止及び中止の届出)

第9条 利用世帯の申込者等は、長期不在その他の理由により、ふれあい訪問収集の利用を一時停止及び中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 利用世帯の申込者等は、ふれあい訪問収集の利用を再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用の決定の取消し)

第10条 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用世帯に係るふれあい訪問収集の利用の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に反してふれあい訪問収集を利用したとき。

(2) 第9条第1項の届出がないまま、長期不在の状況になったとき。

(3) その世帯員がごみの収集を行う者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。

(4) 前3号のほか、ふれあい訪問収集を利用させることが著しく困難であると市長が認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年9月1日より施行する。

## 福島市ごみ集積所設置費助成要綱

### (目的)

第1条 市は、地域環境の美化及びごみ処理の適正化を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ集積所（以下「集積所」という。）を設置する本市の町内会等（以下「町内会等」という。）に対して、ごみ集積所設置費（以下「集積所設置費」という。）の一部を予算の範囲内で福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集積所「福島市ごみ集積所設置等に関する要綱」に定める集積所
- (2) 集積所設置費 町内会等で集積所を設置及び整備した費用で土地の取得、借地等に要する経費は除く
- (3) 町内会等町内会、町会、親和会等の名前のいかんを問わず、市が「町会等に対する交付金」を交付している住民の自治組織とするが、集積所の維持管理を福島市衛生団体連合会に加入している団体が行なっている場合はその団体も含む。

### (助成対象)

第3条 助成金交付の対象となる集積所設置費は、その集積所が地域住民の総意によって設置されたものであって、その町内会等が自主的に設置するものであり、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 申請者は、集積所を設置した町内会等であること。
  - (2) 設置場所は、ごみ収集作業と歩行者の安全が確保できる場所で、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう集積所を当該町内会等が適正に維持管理すること。
  - (3) 設置場所の土地所有者が、集積所設置について承諾をしていること。
  - (4) 集積所設置に関し、利用者及び近隣者の合意を得ていること。
  - (5) 各種法令を遵守した集積所であること。
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するものについては、助成対象としない。
- (1) 設置場所が道路（側溝を含む。）、水路、河川、公園等の上であるもの。
  - (2) 住宅団地等の造成にあたり、造成者において造成時に設置される集積所であるもの。（その後の状況変化により、改築を要する場合を除く。）
  - (3) 共同住宅の入居者のために、当該共同住宅の所有者において設置される集積所であるもの。
  - (4) 専ら国、地方公共団体、公社又は各種事業所の職員の住宅にあてるため住宅団地に設置される集積所であるもの。
  - (5) 過去5年間に集積所設置費助成金の交付を受けた集積所であるもの。

(助成基準)

第4条 助成金交付の対象となる集積所の設置基準は次に掲げるものとし、単に土地の上に石やプランター等の物を置くだけで範囲を区切るもの、土地の整地及び看板設置等に要した経費は助成対象としない。

- (1) 木造・鉄製・ブロック造で製作されたもの又は、既製品として販売されている集積所であること。
- (2) 風水雪害に耐えられ、移動しない強固なものであること。
- (3) 景観や美観を損ねないものであること。

(助成額)

第5条 助成額は、設置価格の2分の1とし、1集積所につき5万円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の様式等)

第6条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公函(字限函)
- (2) 設置場所の土地登記簿謄本
- (3) 土地所有者の承諾書
- (4) 必要経費見積書
- (5) 現況写真
- (6) その他に市長が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第7条 規則第7条の規定による決定の通知を受けた者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 交付決定の通知を受けてから集積所の設置を着工すること。
- (2) 申請年度に属する3月10日までに規則第4条第1項の申請に係る集積所を設置すること。

(完了報告)

第8条 規則第14条の市長が認める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 領収書原本
- (2) 完成写真

(維持管理)

第9条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、設置した集積所を常に清潔に保ち、施設の適正管理に努めなければならない。また、設置により紛争が生じたときは、当事者間において円満に解決すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱の廃止)

2 福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成19年6月30日以前に申請があった助成金に関しては、なお、従前の例による。

## 福島市ごみ散乱防止ネット購入費助成要綱

### (目的)

第1条 市は、地域環境の美化及びごみ処理の適正化を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ集積所（以下「集積所」という。）を設置する本市の町内会等（以下「町内会等」という。）に対して、ごみ散乱防止ネット（以下「ネット」という。）購入費の一部を予算の範囲内で福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集積所 「福島市ごみ集積所設置等に関する要綱」に定める集積所
- (2) ネット 町内会等が集積所において収集前のごみの散乱及び飛散を防止するために使用する網
- (3) 町内会等 町内会、町会、親和会等の名前のいかんを問わず、市が「町会等に対する交付金」を交付している住民の自治組織とするが、集積所の維持管理を福島市衛生団体連合会に加入している団体が行なっている場合はその団体も含む。

### (助成対象)

第3条 助成金交付の対象となるネットは、その集積所が地域住民の総意によって設置されたものであって、その町内会等が自主的に設置するものであり、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 申請者は、市長が認めて設置した集積所において使用するネットを購入した町内会等であること。
- (2) 設置場所は、ごみ収集作業と歩行者の安全が確保できる場所で、歩行者や車両の通行の妨げにならないようネットを当該町内会等が適正に維持管理すること。
- (3) 設置場所の土地所有者が、集積所設置について承諾をしていること。
- (4) 集積所設置に関し、利用者及び近隣者の合意を得ていること。
- (5) 過去5年間にネット購入費助成金の交付を受けていない集積所であること。

### (助成額)

第4条 助成額は、購入価格の2分の1とし、1集積所につき3千円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 集積所の位置図
- (2) 領収書原本
- (3) 現況写真（ネット設置のもの）
- (4) その他に市長が必要と認める書類

(交付手続き)

第6条 規則第4条の交付申請は規則第14条の実績報告と併合するものとする。また規則第5条及び規則第7条の交付決定、通知は、第15条の額の確定、通知と併合するものとする。なお、規則第14条の実績報告は領収書の提出で代えるものとする。

(維持管理)

第7条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、ネットを常に清潔に保ち、施設やネットの適正管理に努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱の廃止)

2 福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成19年6月30日以前に申請があった助成金に関しては、なお、従前の例による。

## 福島市フリーマーケット開催支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の循環型社会形成をより一層推進することを目的とし、生活用品等の再使用（リユース）の機会を定着させる活動の一環として、市内の団体等が計画するフリーマーケットの開催を支援するため、「福島市補助金等の交付等に関する規則」（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金等を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フリーマーケット 個人が自分の使っていた生活用品等を持ち寄って開催する市場

### (補助対象団体等)

第3条 補助対象団体等（以下「団体等」という。）は、市内において営利を目的としない公益活動を行う団体等とする。

2 前項に規定する団体等とは、その代表者が市内に住所を有し、または事務所を有しているものをいう。

### (補助の要件)

第4条 団体等は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において開催し、自ら会場を確保すること
- (2) 出店者が10店以上であり、不用な家庭用品等の販売を対象としていること
- (3) 出店者及び予算計画が明確であり、開催後の会計処理が適正に行われること
- (4) 開催目的が、団体等の活動費及び維持費、礼金、寄付金または募金等を集めるものでないこと
- (5) 政治、宗教、または営利を目的としていないこと

### (補助の回数及び限度額)

第5条 補助は、同一年度内2回までとする。

2 補助金額は、1回あたり30,000円を限度とする。

### (補助対象経費等)

第6条 補助対象経費は、開催に要する経費の一部とする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助対象経費とはしない。

- (1) 団体等の事務所及び恒常的活動等を維持するための経費
- (2) 団体等の構成員に対する人件費や謝礼、飲食費、旅費及び宿泊費
- (3) 団体等が所有する備品の購入費
- (4) その他市長が適当でないと認めたもの

### (補助対象経費及び補助金額等)

第7条 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、開催に要する経費の内、会場借上料、広報費、消耗品購入費、写真現像費、その他市長が特に必要かつ適切と認める経費とする。
- (2) 補助金額は、出店者数が10店以上20店未満は10,000円、20店以上30店未満は20,000円、30店以上は30,000円とする。
- (3) 団体等は、出店者に対して、補助金額により出店料の減額などの還元措置を講ずる



ものとする。

(申請の募集)

第8条 市長は、補助金申請の募集、及び受付については随時行うものとする。

2 市長は、補助金申請の募集に際し、申請に必要とする事項及び審査方法等を明記した募集要項を公表するものとする。

(申請の受付)

第9条 補助金交付の申請を提出しようとする団体等は、規則第4条の規定に基づき次の各号に掲げる書類を開催15日前までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 福島市フリーマーケット開催支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 福島市フリーマーケット開催支援事業補助金交付申請団体等概要書 (様式第2号)
- (3) 福島市フリーマーケット開催企画書及び収支予算書 (様式第3号)

(審査委員会)

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金交付申請書の提出があった内容等について、審査を行うための機関として、「福島市フリーマーケット開催支援事業補助金交付審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、補助対象の審査及び決定を行うものとする。

2 審査委員会の構成員は市長が指定する職員とし、環境部長、環境部次長、環境課長、清掃管理課長がこの任にあたる。

3 審査委員会の委員長は環境部長が務め、委員長は審査委員会を代表して会務を総括する。

4 審査委員会は必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

5 審査委員会の事務は、環境部清掃管理課において処理する。

(審査の基準)

第11条 開催補助に伴う審査の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般家庭等の不用品の再利用(リユース)への意識向上につながるものであること
- (2) 開催企画、募集概要、収支予算(案)等が明確であること
- (3) 前年度等において開催実績がある場合、問題等が発生していないこと
- (4) その他市長が必要とする事項

(審査結果の通知)

第12条 市長は、審査委員会における審査結果について、適合すると認めるときは交付すべき補助金額を決定し、規則第7条の規定に基づき、申請した団体等に通知する。

(内容の変更及び交付決定の取り消し等)

第13条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体等が、開催事業を延期、中止または廃止しようとする場合は、規則第6条第2項の規定に基づき「福島市フリーマーケット開催支援事業変更等承認申請書」(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合、次の各号のいずれかに該当し、これを適当と認めるときは、団体等に通知する。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

(補助金の交付請求及び実績報告)

第14条 補助金の交付請求は、事業開催後において規則第17条第2項の規定に基づき「福

島市フリーマーケット開催支援事業補助金交付請求書」(様式第7号)により行うものとする。

2 前項の補助金請求には、「福島市フリーマーケット開催支援事業収支決算及び自己評価報告書」(様式第8号)による報告書、及び次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 実施状況の写真
- (2) 開催に関するチラシ等の資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 交付請求書、収支決算及び自己評価報告書の提出期限は、第12条の通知書の決定があった日の属する年度の3月31日までとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、交付した補助金が規則第18条の規定に基づく、不正の手段により交付を受けたとき、または補助金を他の用途に使用したとき等、条件に違反したことが判明したときは、規則第19条の規定に基づき、補助金の返還を命ずるものとする。

(補 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

## 福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

《期間：平成25年6月3日～平成27年6月2日》

氏名	組織	役職	備考
樋口 良之	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類	教授	学識経験者
斎藤 正子	福島市婦人団体連絡協議会	副会長	関係団体の代表者
佐久間 政文	福島県建設業協会県北支部	支部長	〃
佐藤 輝子	福島市消費者団体懇談会	会計	〃
長澤 順子	J A新ふくしま	女性 部長	〃
平澤 久	福島市町内会連合会	会長	〃
山岸 波	福島市小中学校PTA連合会	監事	〃
和合 アヤ子	福島商工会議所	常議員	〃
渡辺 武	福島市衛生団体連合会	会長	〃
丹治 敏雄	福島県県北地方振興局県民環境部	部長	関係行政機関の職員

※福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の3第2項に基づく

## A. 一般廃棄物収集・運搬業許可業者（し尿・浄化槽汚泥）

中央地区（飯坂・松川地区除く）

NO.	業者名	代表者名	〒	住所	電話番号
1	有限会社日進環境	壹岐 三郎	960-8254	福島市南沢又字館ノ内123	557-2256
2	福島環境整備工業有限会社	山岸 文男	960-8253	福島市泉字下谷地12	557-1967
3	有限会社第一環境サービス	菊地 求	960-8202	福島市山口字沼田13-4	534-7619
4	有限会社岡山清興	菅野 憲子	960-8204	福島市岡部字大旦78-1	534-4605
5	有限会社笹谷環境整備	菊地 実	960-0241	福島市笹谷字南一本松24	557-6213
6	山本産業有限会社	高橋 義勝	960-8057	福島市笹木野字笹木野原4-112	591-1731
7	有限会社信陵サービス	紺野 好栄	960-8251	福島市北沢又字中清水4-30	557-1517
8	日東産業株式会社	占部 恵太	960-8253	福島市泉字道下15	557-5375
9	有限会社三宝環境整備	古宇田 明男	960-8068	福島市太田町34-14	534-0257
10	有限会社東邦清掃社	清水 義紳	960-1106	福島市下鳥渡字八幡塚35-1	573-2300

飯坂地区（伊達地方衛生処理組合）

1	飯坂産業(有)	村上 道夫	960-0211	福島市飯坂町湯野字湯ノ上8	542-3532
2	和泉総業(有)	山川 勇人	960-0653	伊達市保原町字泉町101-1	575-4601
3	山川産業(有)	山川 正人	960-0261	福島市飯坂町中野字高取1-1	542-4794
4	(有)大鳥産業	松崎 スズイ	960-0201	福島市飯坂町字月崎町7-1	542-3752

松川地区（川俣方部衛生処理組合）

1	(有)赤坂	安斉 義勝	969-1512	二本松市上川崎字赤坂229	0243-52-2131
2	(有)白清社	橋本 正喜	964-0911	二本松市亀谷2-88	0243-22-0250
3	(有)東邦清掃社	清水 義紳	960-1106	福島市下鳥渡字八幡塚35-1	573-2300

飯野地区（川俣方部衛生処理組合）

1	(有)赤坂	安斉 義勝	969-1512	二本松市上川崎字赤坂229	0243-52-2131
2	(株)川俣環境	嶋原 北斗	960-1429	伊達郡川俣町字柏崎74-15	566-2858

## B. 一般廃棄物処分業許可業者

NO.	業者名《許可内容》	代表者名	〒	住所	電話番号
1	日進クリーン株式会社 《木くず、紙くず及び繊維くずの中間処理(焼却)》	佐藤 忠	960-1303	福島市飯野町青木字石高山4-11	562-3845
2	恵和興業株式会社 《木くずの資源化に伴う中間処理(破碎)》	笹川 恵一	960-2156	福島市荒井字北一の坂3-1	593-1451
3	福島県北再生資源協業組合 《ペットボトルの資源化に伴う中間処理(破碎)》	紺野 正博	960-0101	福島市瀬上町字下新田42-1	552-1381
4	株式会社エコライフ福島 《木くず等の資源化に伴う中間処理(破碎・資源化)》	渡辺 忠雄	960-1301	福島市飯野町字相模取場2-4	561-2011
5	県北建設資源再生協同組合 《木くずの資源化に伴う中間処理(破碎)》	佐久間 政文	960-0115	福島市下飯坂字鶴形36-5	553-6211
6	株式会社東日本興産 《動植物性残さの資源化に伴う中間処理(堆肥化)》	中島 昌昭	960-1105	福島市山田字南音坊5-6	546-6810

## C. 一般廃棄物収集・運搬業許可業者（ごみ）

NO.	業者名	代表者名	〒	住所	電話番号
1	日東産業株式会社	占部 恵太	960-8253	福島市泉字道下15	557-5375
2	有限会社三宝環境整備	古宇田 明男	960-8068	福島市太田町34-14	534-0257
3	有限会社新条産業	一條 年広	960-0201	福島市飯坂町字梅津2-10	542-6078
4	井田興業株式会社	井田 裕子	960-8252	福島市御山字甘粕10	534-7101
5	キョウワプロテック株式会社	吾妻 学	960-8061	福島市五月町3-20(協和第一ビル内)	521-0911
6	有限会社平成産業	菊田 英昭	960-8252	福島市御山字遠背戸1-4	533-2441
7	豊富産業有限会社	紺野 正博	960-0102	福島市鎌田字樋口3-2	553-3714
8	北部興産株式会社	長谷川 玲子	960-8151	福島市太平寺字古内3-1	545-4637
9	有限会社銘形商会	銘形 賢一	960-8003	福島市森合字戸ノ内43-3	558-5440
10	八巻興業株式会社	八巻 弘一	960-0103	福島市本内字南原26-1	553-2110
11	福島産廃興業株式会社	山下 正利	960-8012	福島市御山町3-19	531-8660
12	有限会社東北リサイクル	齋藤 正次	960-1321	福島市立子山字伊達岩38-1	597-2651
13	J R A ファシリティーズ株式会社	田村 正明	960-8114	福島市桜木町17-55	535-3494
14	県北環境衛生株式会社	井上 要	960-0672	伊達市保原町字下野崎48-2	575-3178
15	有限会社加藤商店	加藤 重信	960-8057	福島市笹木野字北中谷地28-7	558-4355
16	株式会社二瓶商店	二瓶 浩幸	960-8055	福島市野田町六丁目8-36	534-6768
17	有限会社紺野商店	紺野 茂	960-8055	福島市野田町三丁目1-34	534-4607
18	阿部建材工業株式会社	阿部 茂之	960-2261	福島市町庭坂字杉ノ下10-19	591-1744
19	株式会社こんの	紺野 道昭	960-8032	福島市陣場町2-20	524-2345
20	株式会社森藤運輸	森藤 忠嗣	960-0654	伊達市保原町字小幡町24-1	576-2166
21	有限会社西戸興業	西戸 昭夫	960-8237	福島市大森字丑子内16-3	545-3051
22	福興産業株式会社	片平 光義	969-1632	伊達郡桑折町字田植12-1	582-6671
23	有限会社にぐるまサービス	菅野 清美	960-8204	福島市岡島字中島55-2	533-5589
24	有限会社東部クリーン	尾形 純次	960-8201	福島市岡島字砂入71-2	531-3432
25	日東物流株式会社	占部 敏治	960-8253	福島市泉字道下15	557-5130
26	有限会社クリーンエアサービス	佐藤 圭右	960-8033	福島市万世町1-22	521-0253
27	県北清掃環境サービス協業組合	遠藤 正幸	969-1663	伊達郡桑折町大字伊達崎字前川原田3	582-5288
28	遠藤商店	遠藤 房一	960-8142	福島市小倉寺字館坂10	522-4460
29	山本商店	山本 美津雄	960-8067	福島市須川町5-20	534-6677
30	有限会社羽山産業	齋藤 伸一	960-8057	福島市笹木野字新林1-140	591-4466
31	西部産業株式会社	尾形 楨郷	960-0102	福島市鎌田字卸町8-2	563-4711
32	有限会社フクシマライフサービス	陳野原 進	960-8162	福島市南町240	539-6757
33	株式会社橋脇商店	橋脇 英行	960-1103	福島市平石字新田85-1	546-1830
34	有限会社川俣クリーンホープ	阿曾 勇	960-1401	伊達郡川俣町飯坂字米子田12	565-3153
35	福島日配運輸株式会社	引地 敏和	960-1108	福島市成川字石田46	593-5655
36	株式会社プラスワン・福島	菊地 信弘	960-8204	福島市岡部字大旦55-1	533-4686
37	株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	熊谷 和夫	960-0231	福島市飯坂町平野字前原11	542-7610
38	有限会社飯野運輸	安部 久美	960-1301	福島市飯野町字原田67-1	562-3112
39	株式会社渡辺土木	渡辺 兼光	960-8166	福島市仁井田字前林川原2-8	535-5175
40	東日本ユニットサービス株式会社	伊藤 栄一	960-1321	福島市立子山字甚念坊山9-42	597-2808
41	有限会社みちのく興業	佐藤 順彦	960-1245	福島市松川町浅川字蛇森7-1	567-5108

# し尿汲取担当地域名

《 本 庁 管 内 》

(平成25年4月1日現在)

区分	地区名	担当事業所名	区分	地区名	担当事業所名
あ	旭町	日東産業(株)	て	天神町	日東産業(株)
	荒町	日東産業(株)		と	遠瀬戸(五十辺)
い	五十辺(4号線の西側)	日東産業(株)	と		所窪
	五十辺(4号線の東側)	(有)岡山清興		な	豊田町
	入江町	(有)日進環境	ね		中荒子(五十辺)
	岩前(五十辺)	日東産業(株)		の	中町
	岩谷(五十辺)	日東産業(株)	の		猫淵(五十辺)
う	上町	日東産業(株)		の	野田町
え	蝦貫(五十辺)	(有)岡山清興	一丁目		(有)日進環境
お	太田町 御山町 御倉町 大町 置賜町 大森(五十辺)	(有)三宝環境整備  日東産業(株)	の	二丁目(5、6、9番地)	(有)日進環境
				二丁目(上記の他)	(有)三宝環境整備
			の	三丁目	(有)日進環境
				四丁目(1~7番地)	(有)日進環境
				四丁目(上記の他)	福島環境整備工業(有)
か	霞町 春日町 上荒子(五十辺) 上浜町	日東産業(株) 日東産業(株) (有)岡山清興 山本産業(有)	の	五丁目(1、2番地)	(有)三宝環境整備
				五丁目(上記の他)	福島環境整備工業(有)
き	北町 北五老内町 北中川原(五十辺) 北ノ前(五十辺) 北原(五十辺)	日東産業(株) 日東産業(株) (有)岡山清興 (有)岡山清興 日東産業(株)	の	六丁目	(有)三宝環境整備
				七丁目(1~7番地)	(有)三宝環境整備
こ	高野河原下(五十辺) 五老内町 腰浜町 小金山	(有)岡山清興  日東産業(株)	ア	七丁目(上記の他)	福島環境整備工業(有)
				の	野田町
さ	栄町 坂登(五十辺) 五月町 桜木町 山居(五十辺) 山居上含む	日東産業(株)	カ	相沢	(有)日進環境
				シ	
			清水尻		山本産業(有)
			清合内、清合内前		
			竹ノ内	高野(上記の他)	
し	信夫山(清水山、大明神、所窪) 下荒子(五十辺) 新浜町 新町 陣場町	日東産業(株) (有)岡山清興 (有)日進環境 日東産業(株) 福島環境整備工業(有)	ハ	八郎内(市道の東側)	(有)日進環境
				八天	
す	須川町 杉妻町	(有)三宝環境整備 日東産業(株)	コ	高野(森合小前市道の北側)	日東産業(株)
				ココ	
せ	清明町	日東産業(株)	エ	江添	山本産業(有)
				カ	
そ	曾根田町	福島環境整備工業(有)	タ	上沼田(市道の西側)	(有)日進環境
				テ	
た	大明神 滝元(五十辺) 立石(五十辺) 館ノ内(五十辺) 館ノ前(五十辺) 田中島(五十辺)	日東産業(株)  (有)岡山清興	タ	台	(有)日進環境
				ハ	
			ト		高野(森合小前市道の北側)
			ナ		高野(上記の他)
			ち	仲間町 茶屋下(五十辺)	日東産業(株) (有)岡山清興
ハ	加賀屋敷、加賀屋敷南 街道北				
は	花園町 浜田町 万世町	山本産業(有) 日東産業(株) 福島環境整備工業(有)	タ	上沼田(市道の西側)	(有)日進環境
				テ	
ひ	東中央(1丁目) 東中央(上記の他) 東浜町	福島環境整備工業(有) (有)東邦清掃社 日東産業(株)	タ	寺ノ内	(有)日進環境
				ト	
ふ	舟場町 古川(五十辺)	福島環境整備工業(有) (有)岡山清興	ナ	高野(上記の他)	山本産業(有)
				ハ	
ほ	堀河町	(有)岡山清興	ミ	上沼田(市道の西側)	(有)日進環境
				タ	

《 本 庁 管 内 》

区分	地 区 名	担 当 事 業 所 名
ま	松木町 松浪町 松山町（4号線の西側） 松山町（4号線の東側）	日東産業(株) (有)岡山清興
み	道 前(五十辺) 宮下町 南 町 宮 町 三河北町 三河南町 南中央1丁目79～82 南中央（上記の他）	(有)岡山清興 (有)日進環境 日東産業(株) 日東産業(株) (有)日進環境 (有)日進環境 (有)日進環境 福島環境整備工業(有) (有)東邦清掃社
も	本 町 森合町	日東産業(株) (有)日進環境
や	矢剣町 矢倉下(五十辺) 八島町 山 際（五十辺） 山下町 柳 町	(有)三宝環境整備 (有)岡山清興 (有)日進環境 日東産業(株)
わ	早稲町	日東産業(株)

事 業 所 名	電 話 番 号
(有) 三 宝 環 境 整 備	534-0257
(有) 笹 谷 環 境 整 備	557-6213
(有) 信 陵 サ ー ビ ス	557-1517
(有) 日 進 環 境	557-2256
(有) 第 一 環 境 サ ー ビ ス	534-7619
山 本 産 業 (有)	591-1731
福 島 環 境 整 備 工 業 (有)	557-1967
日 東 産 業 (株)	557-5375
(有) 岡 山 清 興	534-4605
(有) 東 邦 清 掃 社	573-2300

《 支 所 管 内 》

区分	地区名	担当事業所名	区分	地区名	担当事業所名
あ	荒井、荒井1～3丁目	日東産業(株)	き	北沢又	福島環境整備工業(有)
い	飯野	(有)赤坂 (株)川俣環境	カ	欠ヶ、上日行壇、 川寒、川下釜	
イ	泉	福島環境整備工業(有)	コ	小泉西、小泉南	
オ	一本橋、泉川		シ	しのぶヶ丘団地	
カ	大下、乙天堂		ナ	中日行壇	
ク	川原前		ヒ	日行壇	
ク	熊野		ミ	道南	
サ	三斗蒔		モ	門前	
シ	白川、清水内、清水ヶ丘 下鎌、下川原、下谷地		カ	川寒川原、川寒西、 川寒下川原	
セ	先達		シ	下八計	
タ	台、大仏		テ	寺西	
ナ	長滝、長滝前 仲田、仲ノ町		ト	東谷地西、 樋越、樋越北	
ニ	ニ斗蒔	ナ	成出（飯坂線東側）	(有)笹谷環境整備	
ヒ	火焼津	ハ	八計		
ホ	堀之内、堀之内前		その他（上記以外）	(有)信陵サービス	
マ	前田、曲松	く	黒岩	日東産業(株)	
ミ	宮内前	こ	郷野目	日東産業(株)	
ヤ	道下（飯坂街道東側）	さ	笹谷（笹谷団地）	(有)信陵サービス	
ワ	八幡		笹谷（その他）	(有)笹谷環境整備	
カ	早稲田		さくら1～3丁目	日東産業(株)	
ミ	上谷地		佐倉下	日東産業(株)	
ミ	道下（飯坂街道西側）		佐原	日東産業(株)	
オ	南谷地	日東産業(株)	在庭坂	(有)東邦清掃社	
シ	扇田	(有)日進環境	笹木野（奥羽線北側）	山本産業(有)	
	清水田		笹木野（奥羽線南側）	(有)東邦清掃社	
お	小倉寺	日東産業(株)	桜本	日東産業(株)	
	御山（東北本線の西側）	福島環境整備工業(有)	し	信夫山	日東産業(株)
	御山（その他）	日東産業(株)		下飯坂	日東産業(株)
	岡部	(有)岡山清興		下鳥渡	(有)東邦清掃社
	岡島			下野寺（奥羽線北側）	山本産業(有)
	大波	日東産業(株)		下野寺（奥羽線南側）	(有)東邦清掃社
	冲高	日東産業(株)		庄野	日東産業(株)
	大笹生	日東産業(株)		清水町	日東産業(株)
	大森	(有)第一環境サービス	せ	瀬上（阿武隈川東側）	(有)岡山清興
	小田	日東産業(株)		瀬上（阿武隈川西側）	日東産業(株)
か	鎌田（阿武隈川東側）	(有)岡山清興	た	太平寺	日東産業(株)
	鎌田（阿武隈川西側）	日東産業(株)		立子山	日東産業(株)
	上名倉	日東産業(株)		高湯	日東産業(株)
	上鳥渡	(有)東邦清掃社		高湯（50人槽以上の浄化槽）	日東産業(株)
	上野寺	(有)東邦清掃社		田沢	日東産業(株)
き	北矢野目	日東産業(株)	つ	土湯温泉町	日東産業(株)
	北中央	(有)東邦清掃社		土船	日東産業(株)
			と	鳥谷野	日東産業(株)



《 支 所 管 内 》

区分	地区名	担当事業所名	区分	地区名	担当事業所名																												
な	永井川	(有)東邦清掃社	み	宮代	日東産業(株)																												
	成川 南向台	(有)東邦清掃社 日東産業(株)		南矢野目(小泉) 南矢野目(上記の他) 南中央	福島環境整備工業(有) 日東産業(株) (有)東邦清掃社																												
に	西中央 仁井田	(有)東邦清掃社 日東産業(株)	も	森合(北向) 森合(戸ノ内、道端) →飯坂街道・飯坂線間 森合(その他) 本内(阿武隈川東側) 本内(阿武隈川西側)	福島環境整備工業(有) 福島環境整備工業(有)																												
ひ	平石	日東産業(株)			日東産業(株)																												
ふ	伏拝 二子塚	日東産業(株) (有)東邦清掃社			(有)岡山清興																												
ほ	蓬莱町 方木田	日東産業(株) 日東産業(株)			日東産業(株)																												
ま	丸子(御山越、三条院)	日東産業(株)	や	山 口 ア 荒屋敷 イ 雷 ウ 梅本 オ 御成 カ 上中田、川坂 コ 小坂 シ 新林 タ 高森 チ 茶畑(旧115号線東側) テ 寺屋敷 ナ 中田、中平、中ノ内 ヌ 梨ノ木(旧115号線北側) ネ 沼田 ハ 根子原 フ 柱作(旧115号線東側) マ 古坂 モ 町東(旧115号線東側) メ 文字摺、文字摺前 ヤ 山神 その他(上記以外)	(有)第一環境サービス																												
	丸子(上記の他)	日東産業(株)				日東産業(株)																											
松川町(全域)	(有)東邦清掃社 (有)赤坂 (有)白清社																																
イ	町庭坂	(有)東邦清掃社				山田	(有)岡山清興																										
	石田道					八島田																											
	一本松(八島田街道南側)					八木田																											
	柿ノ下																																
	小 道																																
	下花沢、新 町																																
	遠原一(八島田街道南側)																																
	長 林(八島田街道南側)																																
	中 通(奥羽本線南側)																																
	畑外(庭坂線~八島田街道線西側)																																
原 田																																	
町下(在庭坂駅~八島田街道線西側)																																	
町 尻																																	
その他(上記以外)	山本産業(有)																																
み	南沢又		よ	吉倉	日東産業(株)																												
カ	上河原、河原前、上番匠田	(有)信陵サービス	わ	渡利	日東産業(株)																												
ナ	中番匠田	(有)笹谷環境整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有)三宝環境整備</td> <td>534-0257</td> </tr> <tr> <td>(有)笹谷環境整備</td> <td>557-6213</td> </tr> <tr> <td>(有)信陵サービス</td> <td>557-1517</td> </tr> <tr> <td>(有)日進環境</td> <td>557-2256</td> </tr> <tr> <td>(有)第一環境サービス</td> <td>534-7619</td> </tr> <tr> <td>山本産業(有)</td> <td>591-1731</td> </tr> <tr> <td>福島環境整備工業(有)</td> <td>557-1967</td> </tr> <tr> <td>日東産業(株)</td> <td>557-5375</td> </tr> <tr> <td>(有)岡山清興</td> <td>534-4605</td> </tr> <tr> <td>(有)東邦清掃社</td> <td>573-2300</td> </tr> <tr> <td>(有)赤坂</td> <td>0243-52-2131</td> </tr> <tr> <td>(有)白清社</td> <td>0243-22-0250</td> </tr> <tr> <td>(株)川俣環境</td> <td>566-2858</td> </tr> </tbody> </table>			事業所名	電話番号	(有)三宝環境整備	534-0257	(有)笹谷環境整備	557-6213	(有)信陵サービス	557-1517	(有)日進環境	557-2256	(有)第一環境サービス	534-7619	山本産業(有)	591-1731	福島環境整備工業(有)	557-1967	日東産業(株)	557-5375	(有)岡山清興	534-4605	(有)東邦清掃社	573-2300	(有)赤坂	0243-52-2131	(有)白清社	0243-22-0250	(株)川俣環境	566-2858
事業所名	電話番号																																
(有)三宝環境整備	534-0257																																
(有)笹谷環境整備	557-6213																																
(有)信陵サービス	557-1517																																
(有)日進環境	557-2256																																
(有)第一環境サービス	534-7619																																
山本産業(有)	591-1731																																
福島環境整備工業(有)	557-1967																																
日東産業(株)	557-5375																																
(有)岡山清興	534-4605																																
(有)東邦清掃社	573-2300																																
(有)赤坂	0243-52-2131																																
(有)白清社	0243-22-0250																																
(株)川俣環境	566-2858																																
シ	下番匠田																																
ト	東谷地、東谷地北	(有)日進環境																															
カ	上並松	福島環境整備工業(有)																															
シ	下並松																																
キ	北河原、北屋敷																																
サ	桜内																																
タ	高木																																
ナ	中条																																
ニ	西原、西原前																																
マ	前田																																
ミ	南館																																
ヤ	柳清水																																
ヨ	四辻	日東産業(株)																															
シ	松北町	日東産業(株)																															
シ	下琵琶瀨	(有)日進環境																															
	その他																																

《 飯 坂 支 所 管 内 》 飯 坂 町

区分	地 区 名	担 当 事 業 所 名	区分	地 区 名	担 当 事 業 所 名
あ	赤川端 赤館 旭町 鮎寄	和泉総業(有) 山川産業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有)	そ	添穂作 雪舟田 雪舟町	飯坂産業(有)
			た	大門(東部) 大門(西部) 高石仏 高館 立町(飯坂線東) 立町(飯坂線西) 館 館下 館ノ山	
い	石倉 一本松 稲荷田	和泉総業(有) 山川産業(有) 飯坂産業(有)	ち	筑前	山川産業(有)
う	後田 後畑 内畑	和泉総業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有)	つ	月崎	飯坂産業(有)
お	小川 小川端 御行壇 鬼越	飯坂産業(有) 飯坂産業(有) 山川産業(有) 山川産業(有)	て	鉄砲小屋 寺畑 寺山 天王寺	飯坂産業(有) 和泉総業(有)
			と	道城町 十綱下 十綱町	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)
か	笠松 風穴 釜場 上川原 上中川原 上原 上途 唐桶 棚木 川端 川原町	和泉総業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 和泉総業(有) 飯坂産業(有)	な	中赤館 長泥 中ノ内 中原 中森山 鍋沢	山川産業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)
			き	北畑 北原	和泉総業(有) 和泉総業(有)
こ	古河岩 腰巻 小滝 五反田 小森谷地 五倫田 五郎兵ヱ館	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有) 山川産業(有)	に	錦町 西坂下 西桜瀬 西滝ノ町 西堀切 二本杉	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有)
			は	馬場 原 原口	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)
さ	梶町 梶町(一部) 坂口 桜下 桜田 鱒湖町	山川産業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有) 山川産業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)	ひ	東坂下 東桜瀬 東滝ノ町 東堀切 菱沼	飯坂産業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有)
			し	清水上 下川原 下中川原 下原	飯坂産業(有) 和泉総業(有)
す	杉林	飯坂産業(有)	ふ	藤沢田 舟付 古館 古戸町	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有)
せ	瀬戸川	飯坂産業(有)			

《 飯 坂 支 所 管 内 》 飯 坂 町

区分	地 区 名	担当事業所名
ほ	星宮	} 山川産業(有) 飯坂産業(有) 山川産業(有)
	星宮下	
	星宮町	
	仏坂 (県道東) 仏坂 (県道西)	
ま	前川原	飯坂産業(有) 飯坂産業(有) 山川産業(有) 山川産業(有)
	前田	
	前原	
	町裏	
み	味川田	} 和泉総業(有)
	水割	
	南原	
や	山ノ下	} 和泉総業(有) 山川産業(有)
	八幡	
	八幡内	
	八幡新田	
ゆ	湯沢	和泉総業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有)
	湯町	
	湯ノ里ニュータウン	
よ	夜蚊坂	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)
	横町 (県道東)	
	横町 (県道西)	
わ	若葉町	和泉総業(有)

- 平野全体 山川産業(有)
- 中野全体 山川産業(有)
- 東湯野全体 (有)大鳥産業
- 茂庭全体 山川産業(有)

事 業 所 名	電 話 番 号
飯 坂 産 業 (有)	542-3532
和 泉 総 業 (有)	575-4601
山 川 産 業 (有)	542-4794
(有) 大 鳥 産 業	542-3752

《 飯 坂 支 所 管 内 》 飯 坂 町 湯 野

区分	地区名	担当事業所名	区分	地区名	担当事業所名
あ	赤宮沢口 愛宕沼 愛宕前 穴原 糶町 (あらまち)	飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業	さ	沢田 三角西 三番坂下	(有)大鳥産業
			し	四箇 下窪 常安寺 志和田 志和田前 新古屋 新古屋前 新畑 神明、神明脇 新屋敷 新湯 新湯ノ上	
い	石橋 石巻 一ノ関 稲ヶ馬場 稲荷前	(有)大鳥産業	せ	芹田 千刈田 (県道北) 千刈田 (県道南)	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有) 飯坂産業(有)
う	浮石沼	(有)大鳥産業			
お	大清水 大平 大原山 大舟 大水口 (県道北) 大水口 (県道南) 落合 音ヶ森	飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有)	た	太子 太子後 太子前 台畑 高清水、田下 高畑、台 高見 滝ノ上 田島 館 館ヶ沢 館下 田中 田中西 田中前 田谷	(有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有)
か	角原 蟹屋敷 上川原 雷町 河原 寛勢	(有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有)	つ	堤 堤前 坪山	(有)大鳥産業
き	雉子田 北穴原 北原 狐塚 君沢 切湯ノ上	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有)	て	寺町 殿上 天神木	(有)大鳥産業
く	熊ノ堰 熊ノ脇 窪田 暮坪 (市道北) 暮坪 (市道南) 暮坪前 暮坪山	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業	け	毛勝	(有)大鳥産業
さ	坂下 作道 桜内 沢	飯坂産業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 (有)大鳥産業			

《 飯 坂 支 所 管 内 》 飯 坂 町 湯 野

区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地 区 名	担当事業所名		
と	遠渡 土手下	(有)大鳥産業 (有)大鳥産業	め	目暗淵	(有)大鳥産業		
な	中愛宕 中古屋 中屋敷 鍋ヶ沢	(有)大鳥産業 飯坂産業(有)	も	毛字 樅ノ木	(有)大鳥産業 飯坂産業(有)		
に	二井田 西小性	(有)大鳥産業 飯坂産業(有)	や	薬師前 薬師山 屋敷前 八十山 梁尻 藪添 山街道 山岸 山ノ庵 山坊 山坊前	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業		
ほ	西小手屋 西桜田 西竹 西畑 西原 西前野 西原前		(有)大鳥産業 飯坂産業(有)	ゆ		湯尻 湯ノ上	飯坂産業(有) 飯坂産業(有)
は	禿道 橋本 畑田 八卦 鼻毛 刎渡堂 林前 原頭 半沢畑			よ		横町(県道北) 横町(県道南)	飯坂産業(有) (有)大鳥産業
ひ	東愛宕 東小手屋 東沢 東原 東町 彦内 一口坂 日向畑 平林 平林前		(有)大鳥産業	わ	若宮 若山 割前	(有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有)	
ふ	不動前	飯坂産業(有)	○平野全体 山川産業(有)				
ま	前北原 前田 前野 前原 町尻 的場 丸山	(有)大鳥産業	○中野全体 山川産業(有)				
み	宮端 明神町(国道北) 明神町(国道南) 南町 南桜田 三ツ俣沢	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業	○東湯野全体 (有)大鳥産業				
			○茂庭全体 山川産業(有)				

事 業 所 名	電 話 番 号
飯 坂 産 業 (有)	542-3532
和 泉 総 業 (有)	575-4601
山 川 産 業 (有)	542-4794
(有) 大 鳥 産 業	542-3752

改訂版  
平成23年10月1日

# ごみの分別と出し方

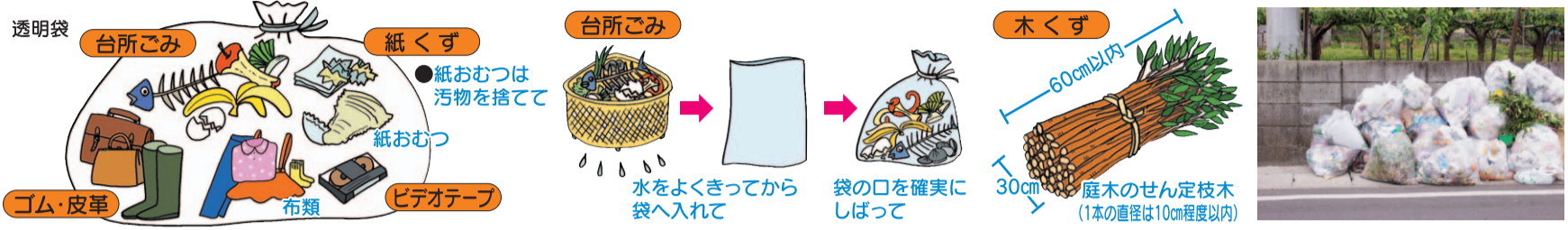
ごみの減量と分別の徹底にご協力ください

収集日の朝8時30分までに決められた集積所に出してください  
(前日には出さないでください)

祝日(年末年始を除く)に収集日にあっている地区の可燃ごみと資源物は収集します。不燃ごみの収集は休みです。

## 可燃ごみ

(燃やせるごみ)



透明袋  
台所ごみ  
紙くず  
紙おむつは汚物を捨てて  
紙おむつ  
ビデオテープ  
ゴム・皮革  
布類

台所ごみ  
水をよくきってから袋へ入れて  
袋の口を確実にしばって

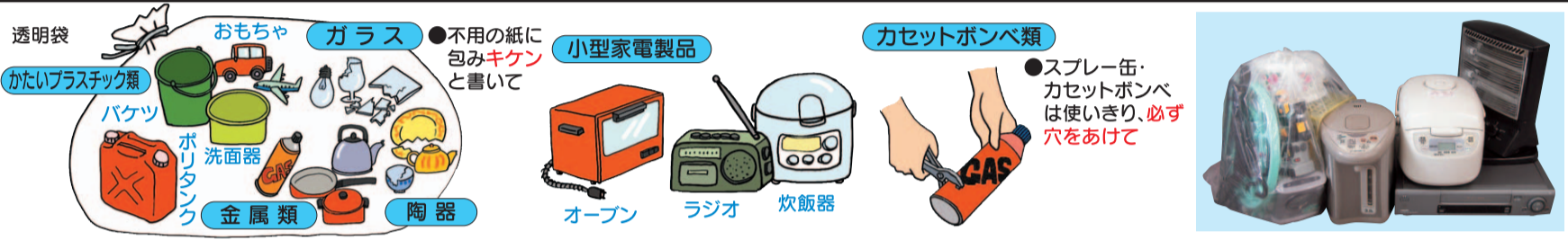
木くず  
60cm以内  
30cm  
庭木のせん定枝木(1本の直径は10cm程度以内)

台所ごみ	料理くず、残飯、野菜くず、魚くず、茶がら、卵のから、果物くず など
紙くず・木くず類	チリ紙、紙おむつ、汚れやおちのおちないその他の紙製容器包装、小さいその他の紙製容器包装、せん定した枝木類 など
その他	ゴム・皮革製品、布・衣類、ビデオテープ、使い捨てカイロ、汚れのおちないやわらかいプラスチック製容器包装 など

週2回  
曜日  
曜日

## 不燃ごみ

(燃やせないごみ)



透明袋  
かたいプラスチック類  
おもちゃ  
ガラス  
●不用の紙に包みキケンと書いて  
小型家電製品  
カセットボンベ類  
●スプレー缶・カセットボンベは使いきり、必ず穴をあけて

金属類  
陶器  
オープン  
ラジオ  
炊飯器

金属・ガラス類	スプレー缶、カセットボンベ、なべ、びんのふた、その他の小物金属類、割れたびん、電球、食器類、耐熱ガラス製品 など	長さ60cm 重さ10kg 未満程度 のもの
かたいプラスチック・陶器	おもちゃ、汚れのおちないかたいプラスチック製容器包装、食器類、植木鉢 など	
小型家電製品	オープン、ジューサー、炊飯器、ラジカセ、ビデオデッキ、掃除機、ストーブ(石油を抜き乾電池を外す) など	
その他	傘、ポット、三輪車、座いす、乾電池、油の付着したびんや容器 など	

月2回  
第○の  
水曜日

## 資源物

(リサイクルできるもの)

プラスチック製容器包装のみ月4回収集(第5回目の各曜日は収集しません)

プラスチック製容器包装以外の資源物は月2回収集

プラスチック製容器包装	缶類	びん類	ペットボトル	その他の紙製容器包装	紙パック	段ボール	新聞紙・折込チラシ	雑誌・本
プラスチック製の袋や容器、トレイ、外装フィルム、パック、ボトル、緩衝材など マークのあるもの 空にして中を水ですすぐか汚れを取り除く それぞれ透明袋に入れて出す	飲料用缶、のり缶、かんづめ缶、菓子缶、ミルク缶など 空にして中を水ですすぐ	飲料用びん、酒・しょうゆびん、栄養ドリンクのびんなど 耐熱ガラス製品は除く(不燃ごみへ) ★一升びん、ビールびんは別袋に入れて出す。	飲料用、酒用、しょうゆ用のペットボトル PETマークのあるもの ラベルをはがし横につぶす	紙製の箱、包装紙、緩衝材など 紙マークのあるもので折りたたんだティッシュ箱程度の大きさ以上のもの 空にして汚れを取り除く	牛乳パック、ジュースパック 中を水ですすぎ切り開く 内側が銀色のものは除く(可燃ごみへ)	果物や家電品などの段ボール 一辺50cm程度に折りたたむ ろう引き、金箔、銀箔加工のものは除く(可燃ごみへ)	袋に入れない	まんが本、週刊誌、単行本、百科事典、ノートなど 表紙がビニール加工のものは除く(可燃ごみへ)

雨・雪の日は出来るだけ次の収集日に出してください

それぞれひもで十文字に束ねて出す  
高さはおおむね40cm(段ボールは20cm)以内

プラスチック製容器包装以外の資源物  
第○と○の曜日  
第1から4の曜日  
月4回  
月2回

## 粗大ごみ

(申込制)

申し込みにより、収集日を指定し戸別に収集します(5点以内)  
ごみ集積所には出せません


電化製品	電子レンジ、除湿機など	建築整備	流し台、浴槽、洗面台など(建物一体型は除く)
家具・調度品	机、タンス、ミシン、ソファ、下駄箱、戸棚、オルガンなど	乗り物類	自転車、リヤカー、乳母車など
寝具・敷物類	ベッド、布団、マットレス、じゅうたん、カーペットなど	その他	ブランコ、スキー板、ゴルフ用品、もの干し竿・台など

※長さ60cm~200cm 重さ10kg~100kg以内のもので。  
※自己搬入もできます(平日のみ) 午前8:45~11:30 午後1:00~4:30

申し込み問い合わせ **福島市リサイクルプラザ**  
☎539-9653

## 市で収集できないもの

市で処理できないもの  
自動車部品・金庫・農機具・農薬・建築廃材  
農業用廃ビニール・金属塊・医療系廃棄物等



ピアノ  
コンクリートブロック  
バッテリー  
シンナー  
ガスボンベ  
LP  
ドラム缶  
消火器  
ガソリン・オイル

家電リサイクル法対象家電品	エアコン・ブラウン管式テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機	家電小売店又は収集運搬業者へ依頼するか指定引取場所へ搬入
パソコン	メーカー等が回収・リサイクルを行っています	各メーカー等へ依頼
バイク	メーカー等が回収・リサイクルを行っています ※平成23年10月より参加事業者16社が国内で販売した車輛は、リサイクルマークの有無に関係なくリサイクル料金の払い込みが不要となります。ただし、廃棄二輪車取扱店へお持ち込みの場合、別途、収集・運搬料金が必要となります。	廃棄二輪車取扱店へ依頼するか指定引取場所へ搬入
事業系ごみ	商店・飲食店・事務所などの事業活動により生じたごみ	クリーンセンターに自己搬入(事業系は有料で可燃ごみのみ受入します)するか収集運搬業者へ依頼
一時多量ごみ	引越などにより多量に生じたごみ	

# ごみ・資源物収集日程表

年末年始は「市政だより12月号」をご覧ください。

資源物の収集日が **㊦** プラスチック製容器包装（月4回収集）と **㊧** 以外の資源物（月2回収集）で収集回数が異なりますのでご注意ください。

不燃ごみ・資源物収集日の見方

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※各収集日とその月の何回目に当たるかを数えます。

- **㊦** プラスチック製容器包装の収集日は第1～4回目の各収集曜日
- 不燃ごみと **㊧** 以外の資源物は第1・3または第2・4回目の各収集曜日
- 第1・3の各収集曜日
- 第2・4の各収集曜日
- ※ □ 第5回目の各曜日は収集しません。

## 【本庁管内（市中央部）】

地区名	可燃ごみ	不燃ごみ	㊦プラスチック	㊧以外の資源物	地区名	可燃ごみ	不燃ごみ	㊦プラスチック	㊧以外の資源物
あ 旭町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	ち 仲間町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
あ 荒町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金	て 天神町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
い 五十辺 ★注(1)	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	と 豊田町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
い 入江町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	な 中町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
う 上町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	の 野田町(本庁管内)	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
お 太田町	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3水	は 花園町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
お 御山町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	は 浜田町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
お 御倉町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金	は 万世町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
お 大町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	ひ 東浜町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
お 置賜町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	ひ 東中央一丁目	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
か 霞町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	ふ 舟場町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
か 春日町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	ほ 堀河町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
か 上浜町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	ま 松木町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
き 北町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	ま 松浪町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
き 北五老内町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	ま 松山町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
こ 五老内町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	み 宮下町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
こ 腰浜町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	み 南町	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水
さ 栄町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	み 宮町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
さ 五月町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金	み 三河南町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
さ 桜木町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	み 三河北町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
し 信夫山 ★注(2)	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	み 南中央(本庁管内)	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
し 新浜町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	も 本町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
し 新町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	も 森合町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
し 陣場町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	や 矢剣町	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水
す 須川町	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3水	や 八島町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
す 杉妻町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金	や 山下町	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
せ 清明町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金	わ 柳町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
そ 曾根田町	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	わ 早稲町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金

注(1)五十辺地区とは……岩谷、山神、大森、立石、北原、猫淵、滝元、坂登、石田、岩ノ前、山際、山居、茶屋下、道前、北ノ前、田中島、館ノ前、館ノ内、蝦貴、矢倉下、遠瀬戸、古川、中荒子、北中川原、高野河原下、上荒子、下荒子、本新畑、本内字南下釜の地区

注(2)信夫山地区とは……西麓山、南平、金山、狐山、狐塚畑、狐塚、下狐塚、太子堂、大日堂、堂殿、駒山、妻夫石、大明神、御山堂殿、狩野、大山、京塚、大平山、清水山、所窪、児石、山居上、鶴頭森、蟹沢入、立道、小金山、蝦夷穴、熊野山、熊野峰、鶴巻の地区

## 【支所管内（市郊外部）】

地区名	可燃ごみ	不燃ごみ	㊦プラスチック	㊧以外の資源物	地区名	可燃ごみ	不燃ごみ	㊦プラスチック	㊧以外の資源物
あ 荒井	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水	せ 瀬上町(向瀬上)	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月
い 泉	月・木	第1・3水	第1～4火	第1・3火	せ 瀬上町(向瀬上除く)	月・木	第1・3水	第1～4火	第2・4火
い 飯坂町	月・木	第1・3水	第1～4水	第2・4水	た 太平寺	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
い 平野	月・木	第1・3水	第1～4水	第2・4水	た 立子山	月・木	第1・3水	第1～4火	第2・4火
い 中野	月・木	第1・3水	第1～4水	第2・4水	た 高湯	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木
い 湯野	月・木	第1・3水	第1～4水	第2・4水	た 田沢	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木
い 東湯野	月・木	第1・3水	第1～4水	第2・4水	つ 土湯温泉町	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水
い 茂庭	月・木	第1・3水	第1～4水	第2・4水	つ 土船	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木
い 飯野町	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金	と 鳥谷野	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
い 青木	月・木	第1・3水	第1～4火	第2・4火	な 永井川	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
い 大久保	月・木	第1・3水	第1～4火	第2・4火	な 成川	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
い 明治	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金	な 南向台	月・木	第1・3水	第1～4火	第2・4火
お 小倉寺	月・木	第1・3水	第1～4火	第2・4火	に 西中央	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月
お 御山	月・木	第1・3水	第1～4火	第1・3火	に 仁井田	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水
お 岡部	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月	の 野田町(高野・上高野・谷地・上谷地)	月・木	第1・3水	第1～4火	第1・3火
お 岡島	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月	ひ 平石	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
お 大波	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月	ひ 東中央(吾妻支所管内)	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月
お 冲高	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月	ふ 伏拝	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木
お 大笹生	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月	ふ 二子塚	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木
お 大森	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	ほ 蓬萊町	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木
お 小田	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	ほ 方木田	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水
か 鎌田	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月	ま 丸子(御山越)	月・木	第1・3水	第1～4火	第1・3火
か 上名倉	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水	ま 丸子(御山越除く)	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月
か 上鳥渡	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	ま 松川町(松川町美郷含む)	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
か 上野寺	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木	ま 金沢	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
き 北沢又	月・木	第1・3水	第1～4火	第1・3火	ま 浅川	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
き 北矢野目	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月	ま 関谷	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
き 北中央	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月	ま 水原	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
く 黒岩	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	ま 下川崎	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
こ 郷野目	火・金	第2・4水	第1～4木	第2・4木	ま 沼袋	月・木	第1・3水	第1～4金	第2・4金
さ 笹谷	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月	ま 町庭坂	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木
さ 佐倉下	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水	み 南沢又	月・木	第1・3水	第1～4火	第1・3火
さ 佐原	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水	み 宮代	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月
さ 在庭坂	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木	み 南矢野目	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月
さ 笹木野	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月	み 南中央(吾妻支所管内)	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月
さ 桜本	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木	も 森合	月・木	第1・3水	第1～4火	第1・3火
さ さくら	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水	も 本内	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月
し 下飯坂	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月	や 山口	火・金	第2・4水	第1～4月	第2・4月
し 下鳥渡	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金	や 山田	月・木	第1・3水	第1～4金	第1・3金
し 下野寺(下記以外の地区)	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木	や 八島田	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月
し 下野寺(南中央・西中央に隣接する太田、太田前、猿内、石田、天神田、行堂、二反田、北田、醴、内鉢、佐太郎内、薬師堂、薬師堂前、薬師堂後、南高田の地区)	火・金	第2・4水	第1～4月	第1・3月	や 八木田	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水
し 庄野	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木	よ 吉倉	火・金	第2・4水	第1～4水	第1・3水
し 清水町	火・金	第2・4水	第1～4木	第1・3木	わ 渡利	月・木	第1・3水	第1～4火	第2・4火

(地区別50音順)